

善通寺市・琴平町・多度津町
学校給食食物アレルギー対応マニュアル

令和３年７月

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会

～ 目 次 ～

はじめに	1
1 背景と現状	1
2 学校等におけるアレルギー疾患対応3つの柱	1
3 学校給食における食物アレルギー対応の大原則	2
4 マニュアル作成の目的	2
5 マニュアルの見直し・改訂	2
I 食物アレルギーについて	3
1 食物アレルギーとは	3
2 食物アレルギーのタイプとメカニズム	3
3 食物アレルギーの症状	4
4 食物アレルギーの原因食品	6
5 食物アレルギーの診断	7
6 食物アレルギーの治療	8
II 食物アレルギー対応給食実施における管理と対応	9
1 基本的な考え方	9
2 学校等における管理	10
3 児童等への対応	10
4 食物アレルギー対応における役割	11
5 食物アレルギー対応内容決定までの手順	13
III 食物アレルギー対応給食の実施方法	17
1 実施対象食品	17
2 実施基準	17
3 対象児童等に対する食物アレルギー対応方法の分類	18
4 食物アレルギー対応給食を提供する児童等への対応	20
5 食物アレルギー対応給食の配送、受渡し、配膳	22
6 給食時の教室での対応と指導	23
7 食物アレルギー対応の評価・見直しと今後の方向性	23
IV 食物アレルギー対応給食の調理における具体的な対応	24
1 具体的な除去食の対応	24
2 給食費	24
3 各段階での留意事項	24
4 食品ごとの対応のポイント	26
V 緊急時の対応	28
1 基本的な考え方	28
2 緊急時対応の流れ	28
3 エピペン®の使い方	32

様式集

アレルギー緊急時対応マニュアル

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

【参考文献・出典】

はじめに

1 背景及び現状

平成 24 年 12 月、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故の発生を受けて、文部科学省が設置した学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議が、平成 26 年 3 月に報告書をまとめている。そこでは、平成 20 年に公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」（以下「ガイドライン」という。）に基づく対応の徹底が必要不可欠であると改めて確認されている。

「ガイドライン」には、次のように学校給食における食物アレルギー対応の基本方針が記載されている。

学校給食は、必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、児童生徒が「食の大切さ」、「食事の楽しさ」を理解するための教材としての役割も担っています。このことは食物アレルギーのある児童生徒にとっても変わりはありませんので、食物アレルギーの児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しめることを目指すことが重要です。

学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないことを前提として、各学校、調理場の能力や環境に応じて食物アレルギーの児童生徒の視点に立ったアレルギー対応給食を提供することを目指して学校給食における食物アレルギー対応を推進することが望まれます。

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン p39：日本学校保健会」より

また、平成 27 年 3 月には、文部科学省より「学校給食における食物アレルギー対応指針」（以下「対応指針」という。）が示された。善通寺市・琴平町・多度津町（以下「1 市 2 町」という。）は、共同で学校給食センターを整備し、令和元年 8 月より運用を開始している。当学校給食センターでは、食物アレルギー対応給食専用の「アレルギー対応調理室」を整備しており、1 市 2 町内の幼稚園・小学校・中学校（以下「学校等」という。）を対象に除去食対応及び代替食対応を実施する。

2 学校等におけるアレルギー疾患対応 3 つの柱

「学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方：文部科学省・日本学校保健会」より

（１）アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

「ガイドライン」、「対応指針」、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」活用の徹底

（２）日常の取り組みと事故予防

学校生活管理指導表中「学校生活上の留意点」を踏まえた日常の取り組み、組織対応による事故予防

（３）緊急時の対応

体制の整備、研修会・訓練等の実施

3 学校給食における食物アレルギー対応の大原則

「学校給食における食物アレルギー対応指針：文部科学省」より

- (1) 食物アレルギーを有する児童等（以下「対象児童等」という。）にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- (2) 食物アレルギー対応委員会等の開催により組織的に行う。
- (3) 「ガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- (4) 安全性確保のため、原因食物の完全除去（提供するかしないか）を原則とする。
- (5) 学校及び学校給食センターの施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- (6) 教育委員会は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取り組みを支援する。

4 マニュアル作成の目的

令和元年8月から、1市2町で、共同して学校給食センターを整備し、「アレルギー対応調理室」により運用を開始することを契機に、次の目的で、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食食物アレルギー対応マニュアル（以下「本マニュアル」という。）を作成した。

園児・児童・生徒（以下「児童等」という。）一人ひとりが、心身ともにより健康な園・学校生活を送れるよう、1市2町として、学校給食における食物アレルギー対応の基本方針を教職員・保護者に示し、共通の理解と認識のもと、学校給食センター・学校の現状に応じた、安全で適切な食物アレルギー対応を目指すため。

5 マニュアルの見直し・改訂

教育委員会では、現状に則したマニュアルとするため、必要に応じて見直しを行い、改訂を実施する。

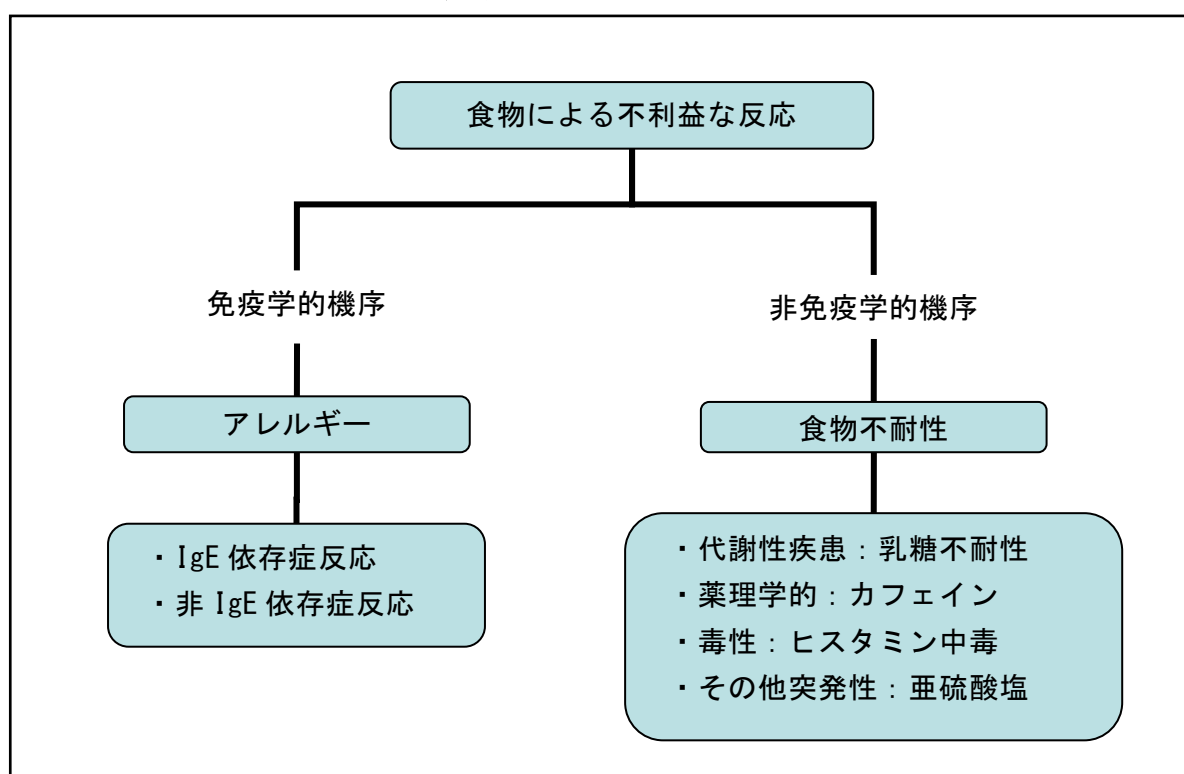
また、学校等を対象としたマニュアルの説明会を開催する。

I 食物アレルギーについて

1 食物アレルギーとは

- ・原因となる物質（アレルゲン）を摂取した後に、アレルギーの仕組みによって身体に不利益な症状が引き起こされる現象。
- ・アレルゲンは主にたんぱく質からなり、どの食品でも理論上は食物アレルギーが起きる可能性がある。
- ・乳糖不耐症（体質的に乳糖を分解できずに下痢を起こす病気）や食中毒などは、食物アレルギーには含まれない。（図1）

図1 食物による不利益な反応



（食物アレルギー診療ガイドライン2016：日本小児アレルギー学会）

2 食物アレルギーのタイプとメカニズム

- ・食物アレルギーは、食物を摂取した直後から2時間以内にアレルギー反応が起こる「即時型」と、数時間以上経ってから起こる「非即時型（遅発・遅延型）」の大きく2つに分類される。
- ・食物アレルギーの多くは「即時型」のタイプで、食物に対して作られたIgE抗体が主たる原因と考えられている。

- ・アレルギーは、皮膚や腸管・気管支・鼻等の粘膜下で IgE 抗体と結合し、肥満細胞からヒスタミンなどを放出させてアレルギー反応を引き起こす。

図 2 食物アレルギーの仕組み



(食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル：日本学校保健会)

- ・「即時型」のアレルギー症状が皮膚症状にとどまらず、呼吸器、消化器、循環器等複数の臓器に全身性に強いアレルギー症状が起こり、生命に危険を与える過剰反応を「アナフィラキシー」と呼び、さらに血圧低下や意識障害を起こし、死に至る可能性もある重篤な症状を「アナフィラキシーショック」と呼ぶ。
- ・この他、特殊型として、果物（キウイ、バナナ、リンゴ、桃、メロンなど）を食べると口が腫れる、かゆくなる等の症状が起こる「口腔アレルギー症候群（OAS）」、食後4時間以内に運動するとアナフィラキシー等の症状が起こる「食物依存性運動誘発アナフィラキシー（FDEIA）」がある。

3 食物アレルギーの症状

- ・食物アレルギーは、皮膚症状や粘膜、呼吸器、消化器への症状や全身症状など、様々である。(表1)
- ・アナフィラキシーの進行は速く、迅速な行動が要求される。特に呼吸器系（口腔咽頭の絞扼感、嚔声、嚥下困難、ぜん鳴、チアノーゼ、呼吸停止）がある場合や不整脈、血圧低下、頭痛、意識障害などがあるときは、エピペン®を使用し、救急要請・搬送が必要になってくる。

表 1 食物アレルギーによる症状の種類

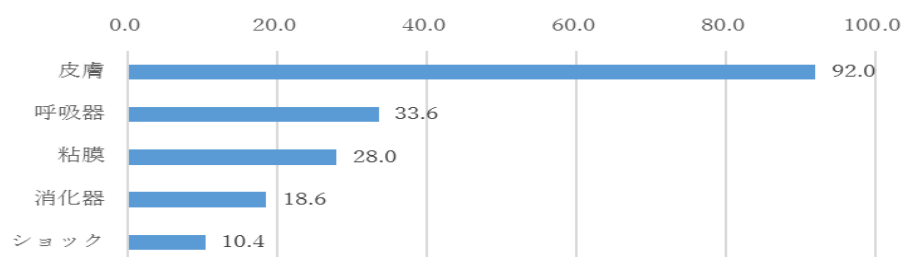
臓 器	症 状
皮 膚	紅斑、蕁麻疹、血管性浮腫、痒痒、灼熱感、湿疹
粘 膜	結膜充血・浮腫、痒痒感、流涙（涙が流れ出る）、眼瞼浮腫 鼻汁、鼻閉、くしゃみ 口腔・咽頭・口唇・舌の違和感・腫脹
呼吸器	咽喉頭違和感・痒痒感・絞扼感、嘔声、嚥下困難、咳嗽、喘鳴、 陥没呼吸、胸部圧迫感、呼吸困難、チアノーゼ
消化器	悪心、嘔吐、腹痛、下痢、血便
神 経	頭痛、活気の低下、不穏、意識障害、失禁
循環器	血圧低下、頻脈、徐脈、不整脈、四肢冷感、蒼白（末梢循環不全）

（食物アレルギー診療ガイドライン2016：日本小児アレルギー学会）

※これらの多くは即時型反応として観察されるが、一部に非即時型反応も含まれる。

アナフィラキシーは「アレルギー等の侵入により、複数臓器に全身性にアレルギー症状が惹起され、生命に危機を与え得る過敏反応」と定義される。

図 3 臓器別の症状出現頻度



（食物アレルギー診療ガイドライン2016：日本小児アレルギー学会）

※皮膚症状が92%で最も多く、その後呼吸器、粘膜、消化器症状と続く。

ショック症状も10%認められる。

図 4 食物アレルギーの年齢分布



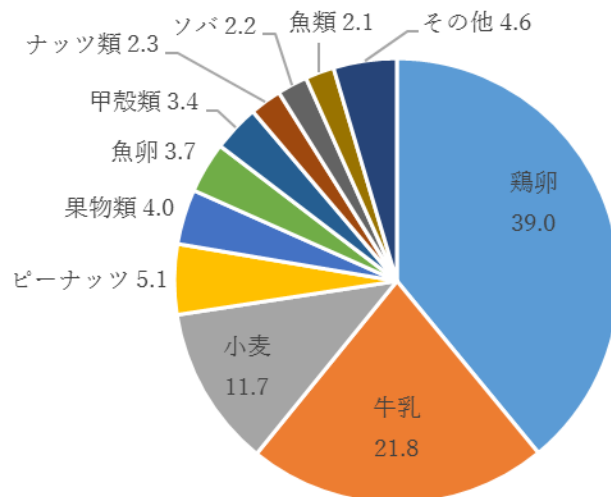
（食物アレルギー診療ガイドライン2016：日本小児アレルギー学会）

※0歳が34%で最も多く、以降加齢とともに漸減する。5歳以下で80%、10歳以下で90%を占める。このように我が国の即時型アレルギーは乳幼児期に極めて多い。しかし18歳以上も5%おり、注意が必要である。

4 食物アレルギーの原因食品

- ・原因となりやすい食品は、頻度が高い食品から卵、牛乳、小麦、落花生（ピーナッツ）、果物類、魚卵、甲殻類（えび、かに等）などとなる。

図5 食物アレルギーの原因食品の内訳



（食物アレルギー診療ガイドライン 2016：日本小児アレルギー学会）

- ・年齢、個人によって原因食物割合が異なるので、正確なアレルギー情報の把握が必要となる。

表2 新規発症の原因食品

	0 歳 (884)	1 歳 (317)	2, 3 歳 (173)	4～6 歳 (109)	7～19 歳 (123)	≥20 歳 (100)
1	鶏卵 57.6%	鶏卵 39.1%	魚卵 20.2%	果物 16.5%	甲殻類 17.1%	小麦 38.0%
2	牛乳 24.3%	魚卵 12.9%	鶏卵 13.9%	鶏卵 15.6%	果物 13.0%	魚類 13.0%
3	小麦 12.7%	牛乳 10.1%	ピーナッツ 11.6%	ピーナッツ 11.0%	鶏卵 小麦 9.8%	甲殻類 10.0%
4		ピーナッツ 7.9%	ナッツ類 11.0%	ソバ 魚卵 9.2%	ソバ 8.9%	果物 7.0%
5		果物 6.0%	果物 8.7%			

（食物アレルギー診療ガイドライン 2016：日本小児アレルギー学会）

- ・食物アレルギーを起こす可能性のある食品については、原材料表示が義務付けられており、必ず表示しなければならない7品目と、表示が推奨されている21品目がある。

表3 アレルギー表示対象品目

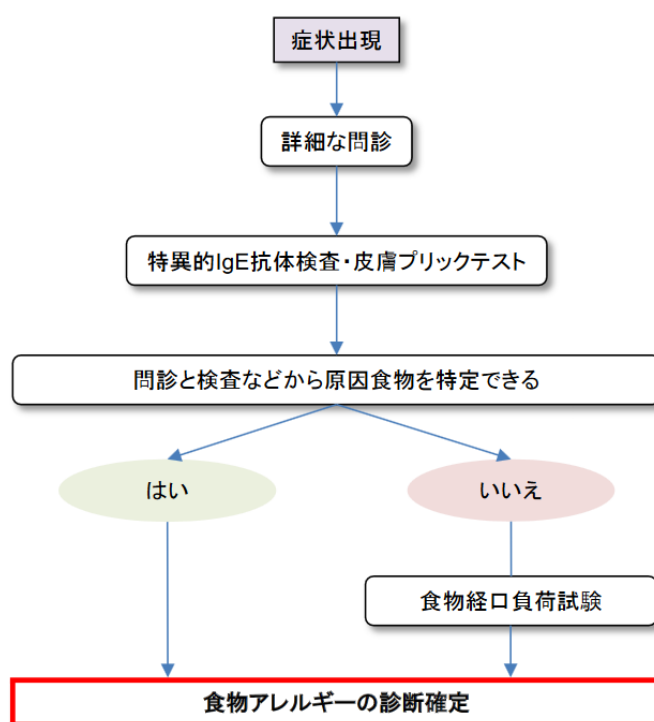
表示の義務があるもの 特定原材料7品目	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、 落花生（ピーナッツ）
表示が推奨されているもの 特定原材料の準ずるもの21品目 （注：義務ではないため、含まれていても表示されていないことがある）	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、 カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、 ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、 まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

（食品表示基準 一部改正 2019：消費者庁）

5 食物アレルギーの診断

- ・食物アレルギーの診断は難しく、自己診断や思い込みによる食物の制限は成長を妨げる恐れがあるので、医師の診断が欠かせない。
- ・食物アレルギーの診断は、詳細な問診と皮膚テストや血液検査、食物除去、誘発試験などに基づき、医師が総合的に診断する。

図6 食物アレルギー診断のフローチャート（即時型症状）



（食物アレルギーの診療の手引き 2017：国立研究開発法人 日本医療研究開発機構）

6 食物アレルギーの治療

- ・食物アレルギーの治療には、食事療法、薬物療法などがある。
- ・食物アレルギーの日常の治療では、除去食が基本となるが、正しい診断に基づいて必要最小限の食物除去を行うようにすることがポイントとなる。除去の程度や方法などについては、医師との十分な打合せが必要である。

表 4 食事療法の方法と注意点

方法	注意点
1 アレルギーの原因となる食品を完全に除去する必要がある場合には、原因となる食品を完全に排除した食事をする。ごく少量の食物アレルギーでショック症状を起こす場合や、他の治療を試みても効果がなく、生活に支障をきたすときなどに行う。 2 アレルギー症状が比較的軽いときなど完全に除去する必要がない場合には、加熱してアレルギーの作用を弱めたり、アレルギーの成分を分解したり除去をした低アレルギー食品を使用する。	1 自己判断せず、医師に相談しながら行う。 2 食材は新鮮なものを使う。 3 十分に加熱調理する。 4 同じ食品、同じような調理の繰り返しを避ける。 5 外食や加工食品は、原材料がわからないことがあるので、十分に気をつける。 6 除去しなければいけない食品があるときは、必ず代替食品を使って栄養のバランスをとる。

(食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル：日本学校保健会)

- ・薬物療法としては、抗ヒスタミン薬や抗アレルギー薬の内服が補助的な治療に用いられる。
- ・アナフィラキシーショックの場合には、早急な治療開始が重要であり、一刻も早く医療機関で治療を受けなければならない。「3 食物アレルギーの症状」で述べたとおり、エピペン®の使用も必要となってくる。また、過去にアナフィラキシーを起こしたアレルギーを誤って摂取した場合や原因不明のショック状態に陥った場合には、必ずアナフィラキシー反応を疑って対応する必要がある。
- ・除去食療法は、患者やその家族に精神的負担やストレスをもたらす場合が多く、無理をしない範囲を設定し、実施することが大切である。また、成長とともに消化吸収機能が十分発達すると治まることが多く、本人には、その旨を知らせて希望をもたせることも重要であるとともに、定期的な受診を促す必要がある。

Ⅱ 食物アレルギー対応給食実施における管理と対応

1 基本的な考え方

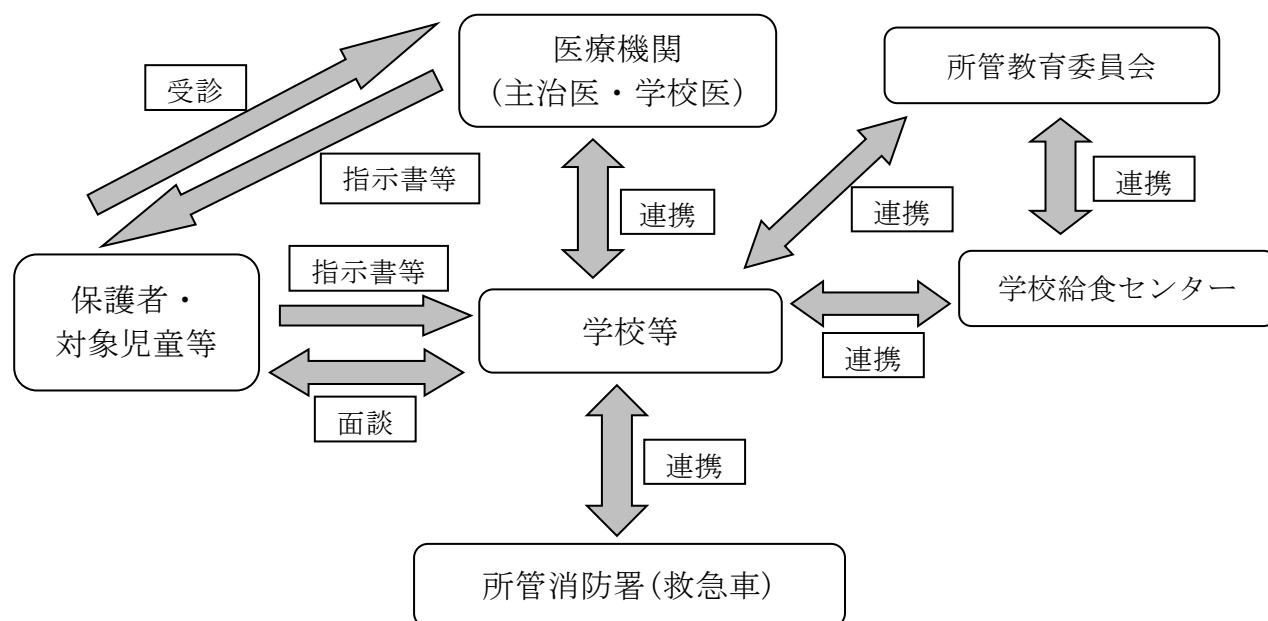
近年、生活環境や食生活の変化に伴い、1市2町をはじめ全国的に食物アレルギーをもつ子どもが増加傾向にあると言われているなかで、すべての児童等に安全・安心な学校給食を提供し、対象児童等も楽しい給食時間を過ごすことができるような対応が求められている。1市2町においては、学校等と学校給食センターが一体となり、関係機関と連携のもとに、対象児童等に対して、食物アレルギー対応給食の提供を含めた食物アレルギーに関する全般的対応を実施するものである。

この食物アレルギー対応の実施にあたっては、対象児童等とその保護者が、学校生活に対する不安を解消できるように、早い機会に保護者や医師等からアレルゲンやそれを含む食物を摂取した際の症状等正確な情報をしっかり収集し、実態の把握に努めるとともに、保護者との連絡を密にすることによって、対象児童等の状況を確認しながら、成長に合わせて適切に対応していくこととする。また、すべての教職員および学校給食センター職員が食物アレルギーについて理解し、その発症時に対応できる体制を作っておく必要がある。さらに、食物アレルギー対応の推進にあたっては、対象児童等に対して安全かつきめ細かい対応を行うために、食物アレルギー対応給食に関する専門知識を有し、専任で業務を担当することのできる管理栄養士（以下「専任管理栄養士」という。）を学校給食センターに積極的に配置することが肝要である。

また、学校におけるアレルギー対応は、対象児童等の安全確保の観点から、医師の診断、指示に基づく対応を基本とし、家庭で行う以上の対応を保護者の要望により行うものではないという点を念頭に置きながら、症状に応じた食物アレルギー対応給食を提供していくこととする。

以上のような観点に基づいた、1市2町の食物アレルギー対応における、学校等、保護者、医療機関、学校給食センター等とのネットワークを図7に示す。

図7 食物アレルギー対応のネットワーク



2 学校等における管理

学校等における全教職員は、食物アレルギーに関して正しい理解をするとともに、緊急時の対応について協力体制をつくるようにする。そのために、個人情報の保護にも十分配慮したうえで、食物アレルギー個人調査票【様式6】を作成し、活用するとともに、アレルギー対応について検討を行うための食物アレルギー対応委員会（以下「対応委員会」という。）を設置する。以下、学校等において必要となる管理内容について、項目に分けて記載する。

また、学校等において、食物アレルギーを持つ児童等の一覧を作成し、アレルギー症状を発症した際、迅速に対応できるよう情報を共有する。

(1) 食物アレルギー個人調査票の作成と管理

学校等は、アレルギー症状の出現に備え適切な対応をするために、食物アレルギー個人調査票【様式6】を作成、整備する。その作成にあたっては、食物アレルギー調査票【様式1-1】、食物アレルギー対応フローチャート【様式1-2】、食物アレルギー対応給食指示書【様式3】等並びに保護者との面談の際の資料等を参考にし、必要に応じて追加記載していく。また、アレルギーの情報は、個人情報の保護に十分留意し、これらの調査票の取扱いには十分注意しつつ、所定の場所に保管し、いつでも職員が見て対応できるように整備しておく。小学校及び中学校への引き継ぎについては、3月中に行うものとする。

(2) 関係機関等との連携

① 医師との連携

主治医や学校医とは連携を密にし、アドバイス等を受けられるようにしておく。

② 保護者との連携

学級担任及び養護教諭は、対象児童等の保護者と密に連絡を取り合うことが必要である。学校・学年行事の際に食事を伴う場合には、事前に連絡をとり、可能な対応を検討していくとともに、現地の病院等も調べ、緊急時の対応ができるようにする。

(3) 緊急時の備え

アレルギー症状をもつ児童等について、全教職員が共通理解する機会をもち、いつでも職員が状況を把握し、対応できるように、食物アレルギー調査票【様式1-1】、食物アレルギー対応給食指示書【様式3】、食物アレルギー個人調査票【様式6】、さらに「香川県小児科医会食物アレルギー対策委員会」が作成した「アレルギー緊急時対応マニュアル」（様式集23～25頁）等を整備しておく。また、初期の対応が以後の展開を大きく左右することから、全教職員がマニュアル等を共通理解し、円滑な対応ができるようにしておく必要がある。さらに、園長・校長・教頭（以下「校長等」という。）のリーダーシップのもと、指揮系統の明確化を図るとともに、全教職員が適切に対応できるよう、研修会・訓練等を実施しておくことが重要である。

3 児童等への対応

(1) 対象児童等への個別指導

児童等の発達段階に応じて、学級担任、養護教諭、保健主事、専任管理栄養士、栄養教諭等が連携を図り、保健面、栄養面、生活面に関する以下の指導を行い、自己管理能力を育成することが必要である。

① 保健指導

学級担任、養護教諭及び保健主事は相互に連携を図り、同じ食物を一度にたくさん摂らず品数を増やすこと、よく噛んで食べること、お腹を圧迫しないように姿勢をよくすること、楽しく食事すること等を指導する。体調不良やストレスにより消化能力が低下している時にはた

んばく質は控え、炭水化物等消化の良い食事をするよう指導することも必要である。

② 栄養指導

専任管理栄養士、栄養教諭等と養護教諭が学校等で連携を図りながら指導を行う。除去食を行っている場合は、栄養の偏りや不足が生じることがあるので、特に注意が必要である。小学校高学年からは、自己管理能力の育成という面で、本人の発達段階に応じた指導が必要である。

③ 生活指導

養護教諭、保健主事、専任管理栄養士、栄養教諭等が学級担任と連携を図りながら、対象児童等の食事に対する不安を取り除き、本人が精神的な負担を感じないように、体と心の両面から指導する。

④ 自己管理能力の育成

学級担任、養護教諭及び保健主事は、対象児童等本人が自分の食物アレルギーを認識できるようにし、学校給食の献立に使用されている食品を調べたうえで、食べないあるいは量を加減するといった自分の健康状況に応じた食べ方ができるように指導していく。

(2) 周りの児童等への指導

学級担任は、養護教諭や保健主事と連携を図り、食物アレルギーという病気に対して理解を持たせる。誰にでもなる可能性があること、好き嫌いや偏食ではなく、疾患の一つであること、自分にとっては何でもないものが人にとっては生命に関わることにつながる恐れがあるということをしかり認識させ、「仲間はずれ」等対象児童等が悲しい思いをしないように配慮する。

4 食物アレルギー対応における役割

学校等における全教職員は、校長等の指導のもと、対象児童等に対する食物アレルギー対応について共通理解を図るとともに、学校給食センター職員および保護者と連携・協力して、積極的に食物アレルギー対応の取り組みを実施する。表5は、食物アレルギー対応における校長等、教職員、調理員、保護者および児童等の役割を示している。

表5 食物アレルギー対応における役割

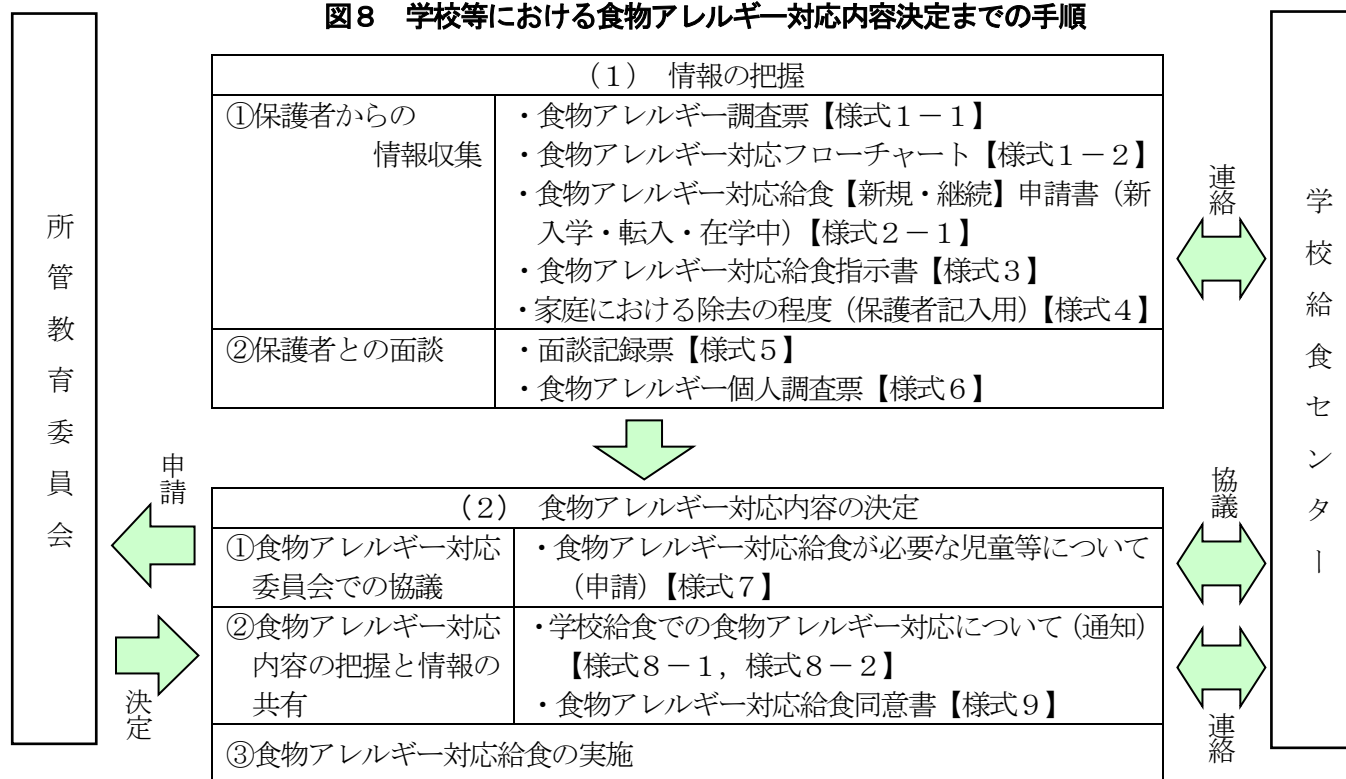
	職種等	役 割
①	校長等	○教職員の共通理解を図るために、本マニュアル等に基づき指導する。 ○関係教職員と協議し、対応を決定する。 ○対応委員会を設置する。 ○個別面談に出席し、アレルギーや症状、家庭での対応状況を把握する。
②	教職員	○各園・学校ごとに、対象児童等の実態を把握し、共通理解をしておく。 ○保護者から、食物アレルギー反応が出た場合の緊急措置方法等を聞いておき、面談記録票【様式5】、食物アレルギー個人調査票【様式6】を作成・保管し、教職員間で確認しておく。 ○食物アレルギー対応給食の受け取り・確認を行い、対象児童等へ受け渡す。 ○対象児童への受け渡しまでの異物混入防止及び温度管理等の衛生管理に留意する。 ○学級担任が不在の場合、サポートに入る教員は、対象児童等のアレルギーの内容等を把握し、学級担任と同等の対応ができるようにする。
③	学級担任	○保護者からの申し出を関係教職員に伝え、共通理解を図るとともに、緊急時の体制を周知する。 ○対象児童等の実態を把握し、養護教諭、給食主任、保健主事、専任管理栄養士、栄養教諭等との連携を図る。 ○個別面談に出席し、アレルギーや症状、家庭での対応状況を把握する。 ○給食配膳時には、通常の給食と混ざることがないように注意する。

		○対象児童等の対応給食の喫食や食べ残しの状況等の実態把握や確認に努める。 ○対象児童等が安全で楽しい給食時間を送ることができるよう配慮する。 ○他の児童等に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。 ○内服薬やエピペン®を使用すべき状況や使用法に関して学校全体で共通の認識を持っておく。
④	給食主任、保健主事	○個別面談に出席し、アレルギーや症状、家庭での対応状況を把握する。 ○対象児童等の実態を把握し、学級担任、養護教諭、専任管理栄養士、栄養教諭等との連携を図る。 ○保護者から提出される「食物アレルギー対応給食承諾書【様式10】」の控えを作成・保管して所管教育委員会へ提出する。
⑤	養護教諭	○個別面談に出席し、アレルギーや症状、家庭での対応状況を把握する。 ○対象児童等の実態を把握し、学級担任、給食主任、保健主事、専任管理栄養士、栄養教諭等との連携を図る。 ○食物アレルギーの症状が出現した場合の対応方法を確認する。 ○主治医、学校医との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。 ○対象児童等が進学する場合、在学する学校が食物アレルギー【様式2-1, 3, 4】の書類の配付、回収を行う。併せて「食物アレルギー個人調査票【様式6】」を3月中に進学先の小・中学校へ提出する。保護者面談は進学する学校で行い、出席者は進学する学校の校長等、養護教諭、給食主任等で行う。また、在学する学校の養護教諭が出席する等、学校間で連携を図る。
⑥	専任管理栄養士、栄養教諭等	○個別面談に出席し、アレルギーや症状、家庭での対応状況を把握する。 ○対象児童等の実態を把握し、学級担任、養護教諭、給食主任、保健主事との連携を図る。 ○学校給食でどのような対応ができるかを判断し、校長等に報告する。 ○献立作成や作業工程表作成の際に、アレルギーを含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食および代替食の調理について調理員へ指示を行う。 ○給食時の指導について学級担任に状況を伝えてアドバイスをする。
⑦	調理員	○対象児童等の実態について理解し、除去食、代替食の内容を確認する。 ○専任管理栄養士、栄養教諭等の調理指示をもとに、除去する食品や作業動線図を確認した上で、作業工程表をチェックしながら調理作業にあたる。 ○アレルギーの混入がないように調理し、個人カード【様式12】の表示を確認して誤配を防ぐ。
⑧	対象児童等の保護者	○児童等に栄養の偏りや不足が生じないように家庭での対応を心がける。 ○「食物アレルギー調査票【様式1-1】」、食物アレルギー対応フローチャート【様式1-2】、「食物アレルギー対応給食【新規・継続】申請書（新入学・転入・在学中）【様式2-1】」とともに、主治医と相談し、「食物アレルギー対応給食指示書【様式3】」等を医師に依頼し、学校に提出する。 ○学校等での対応について、学級担任、養護教諭、給食主任、保健主事、専任管理栄養士、栄養教諭等と個別面談において確認する。 ○アレルギー、症状、対応等に変更が生じたときは、速やかに学校に報告する。報告は、「食物アレルギー対応給食【変更・中止】申請書【様式2-2】」及び当該様式に指定された添付書類を使用する。 ○子どもに学校での対応を認識させる。
⑨	対象児童等	○配食分が自分のものであることをしっかり確認する。 ○自分の食物アレルギーの状態を理解し、アレルギー症状が出現した場合には、すみやかに申し出る。 ○食べてはいけない食品は、絶対に食べない。 ○困ったこと等がある場合は、保護者・学級担任に伝える。

5 食物アレルギー対応内容決定までの手順

学校等において、食物アレルギー対応給食を実施するかどうかを含めて、どのような対応を行うかについての内容（以下「食物アレルギー対応内容」という。）を決定するまでの手順の概略を図8に示し、その詳細を以下に記す。

図8 学校等における食物アレルギー対応内容決定までの手順



(1) 情報の把握

① 保護者からの情報収集

ア 食物アレルギー調査

1市2町教育委員会から、新就学児童等の保護者に送付される就学時健康診断の案内書類に、「食物アレルギー調査票【様式1-1】」、「食物アレルギー対応フローチャート【様式1-2】」を合わせて送付し、幼稚園新入園児については入園願書受付時に、小学校新1年生については就学時健康診断時に進学先の学校等へ提出するよう依頼する。

イ 食物アレルギー対応内容の説明と関係書類の配付

幼稚園及び小学校では、保護者説明会の際、学校給食で対応できる範囲を説明するとともに、入園願書受付・就学時健康診断時に提出された「食物アレルギー調査票【様式1-1】」及び「食物アレルギー対応フローチャート【様式1-2】」により食物アレルギー対応給食を希望する保護者に対しては、2月末までに「食物アレルギー対応給食【新規・継続】申請書（新入学・転入・在学中）【様式2-1】」、「食物アレルギー対応給食指示書【様式3】」、「家庭における除去の程度（保護者記入用）【様式4】」の提出を依頼する。

なお、転入や在学中の児童等の保護者で、同様の希望がある場合にも、上記と同様の書類の提出を依頼する。

継続して食物アレルギー対応給食を希望する対象児童等（以下「継続児童等」という。）の保護者に対しては、1月末までに「食物アレルギー対応給食【新規・継続】申請書（新入学・転入・在学中）【様式2-1】」、「食物アレルギー対応給食指示書【様式3】」、「家庭における除去の程度（保護者記入用）【様式4】」の提出を依頼する。また、継続児童等の症状に変更があり、対応の変更を希望する場合は、「食物アレルギー対応給食【変更・中止】申請書【様式2-2】」及びそこに指定された添付書類により申請する。症状が改善さ

れ、通常給食を児童等が取り除く対応（以下「自己除去」とする。）となる場合は、「食物アレルギー対応給食指示書【様式3】」の提出は不要である。ただし、症状が改善された場合、訂正された【学校生活管理指導表】又は【様式6】に改善状況等、対応がなくなった旨を記入したものを【様式2-2】に添付し、提出する。

ウ 医師からの情報収集

対象児童等については、年に一度、医療機関を受診して学校生活に関する診断・指示を受けるように保護者に伝え、学校生活での配慮点についての情報を得る。また、その後変更が生じた場合には新たに保護者を通じて「食物アレルギー対応給食指示書【様式3】」をもらうようにする。

② 保護者との面談

学校給食での対応食の実施にあたっては、対象児童等の保護者と学校等の関係者とで内容を確認し、合意する必要がある。また、緊急時の連絡体制及び対応等も、一人ひとり異なるため、医師の指示書と併せ、個人調査票により管理し、緊急時に備える必要がある。さらに、児童等は、成長に応じて、症状が緩和されるケースが多いことから、主治医の診断をもとに対象児童等の保護者と学校等の関係者とで、年数回の面談を行い、情報を共有する必要がある。なお、継続の児童等については症状に変更がなければ面談を省略することができるが、継続の児童等が進学する場合は進学先の学校において面談を行う必要がある。

以下、対象児童等の保護者と学校等の関係者とで行う面談について、手順等の詳細を記す。

ア 面談時の必要書類

a 学校が準備する書類

- ・食物アレルギー調査票【様式1-1】
- ・食物アレルギー対応フローチャート【様式1-2】
- ・面談記録票【様式5】
- ・食物アレルギー個人調査票【様式6】
- ・学校給食の原材料を詳細に記入した献立表（以下「詳細献立表【様式14】」という。）

b 保護者が準備する書類

- ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
- ・食物アレルギー対応給食【新規・継続】申請書（新入学・転入・在学中）【様式2-1】
（または「食物アレルギー対応給食【変更・中止】申請書【様式2-2】」）
- ・食物アレルギー対応給食指示書【様式3】
- ・家庭における除去の程度（保護者記入用）【様式4】

イ 面談の手順

- 「面談記録票【様式5】」をもとに進める。
- 医師の診断に基づき、アレルギーを起こす量や加熱の有無、加工食品、調味料等に含まれる微量の食品に対するアレルギー反応等について、アレルゲンの範囲を明確にする。
- アレルゲンを喫食したときの症状を確認する。
- 過去には除去を行っていたが、現在は喫食可能な食品があるかを確認する。小学1年生の場合には、幼稚園や保育園での対応について確認する。
- 運動で症状を発症したことがあるかを確認する。
- アナフィラキシーショックの経験があるかを確認する。
- 家庭での食事の内容と摂取方法、家庭で使用している調味料等を確認する。
- 給食の献立の内容、使用食品等、給食での対応の範囲を説明する。
- 緊急時の対応方法を協議する。
- 面談の結果は、食物アレルギー個人調査票【様式6】で管理し、随時実施する面談の内容を記録する。

※新入学（園）の児童等については、情報把握や対応内容等について慎重に協議する必要があるため、5月よりアレルギー対応食を実施する。また、転入学（園）の児童等の対応については、その都度協議を行う。

ウ 配慮点

- a 給食における調理の方式や状況を説明し、「対応できる内容」と「対応できない内容」について正確に伝え、理解を得るようにする。
- b 幼少期に除去の指示があった食物が、現在も引き続き除去を必要とするかどうかについて、改めて医師の診断を受けるように勧める。
- c アレルギーの情報は、個人情報の保護に十分留意しつつ、これらの情報は、学校内で共有し、進学先、転出学校等へ引き継いでいく。
- d 食物アレルギー対応給食指示書【様式3】は、初めて面談を実施する場合のみならず、それ以降についても、最低毎年1回の提出を依頼する。

エ 面談での作成書類

教職員は、養護教諭、専任管理栄養士、栄養教諭等とともに、対象児童等の保護者と面談を行い、給食での対応について、「面談記録票【様式5】」と「食物アレルギー個人調査票【様式6】」を作成する。なお、継続の児童等については症状に変更がなければ面談を省略することができるが、継続の児童等が進学する場合は進学先の学校において面談を行う必要がある。

(2) 食物アレルギー対応内容の決定

① 食物アレルギー対応委員会での協議

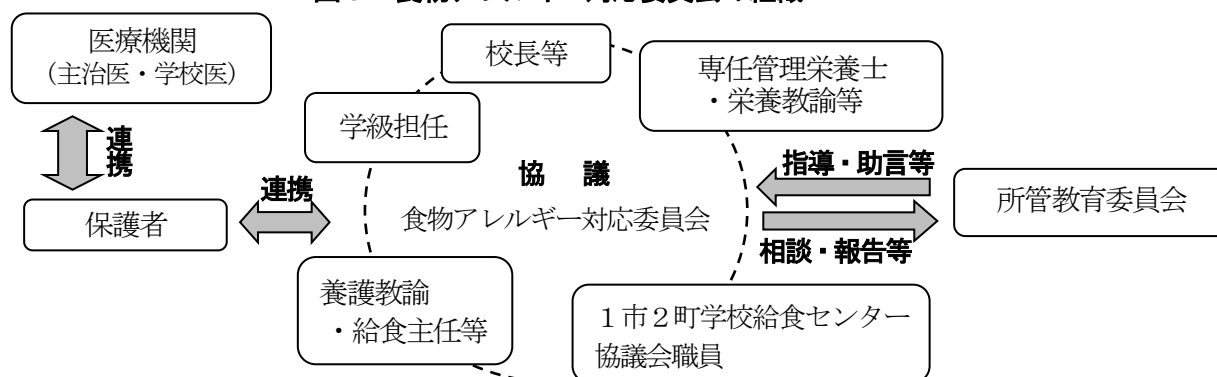
学校等に、校長等、養護教諭、給食主任、保健主事、学級担任、専任管理栄養士、栄養教諭等、1市2町学校給食センター協議会職員から構成される「対応委員会」（図9）を設置し、対象児童等の保護者から提出された書類と面談で確認された情報に基づき、個々の対象児童等に対する食物アレルギー対応内容について協議する。対応委員会での協議結果は、「食物アレルギー対応給食が必要な児童等について（申請）【様式7】」により、幼稚園長・学校長から所管教育委員会に申請する。

② 対応内容の把握と情報の共有

幼稚園長・学校長から申請を受けた教育委員会は、個々の申請に対する対応レベルを決定し、保護者に対しては【様式8-1】、幼稚園長・学校長に対しては【様式8-2】により、決定内容を通知する。

また、保護者からは「食物アレルギー対応給食同意書【様式9】」を提出してもらう。

図9 食物アレルギー対応委員会の組織

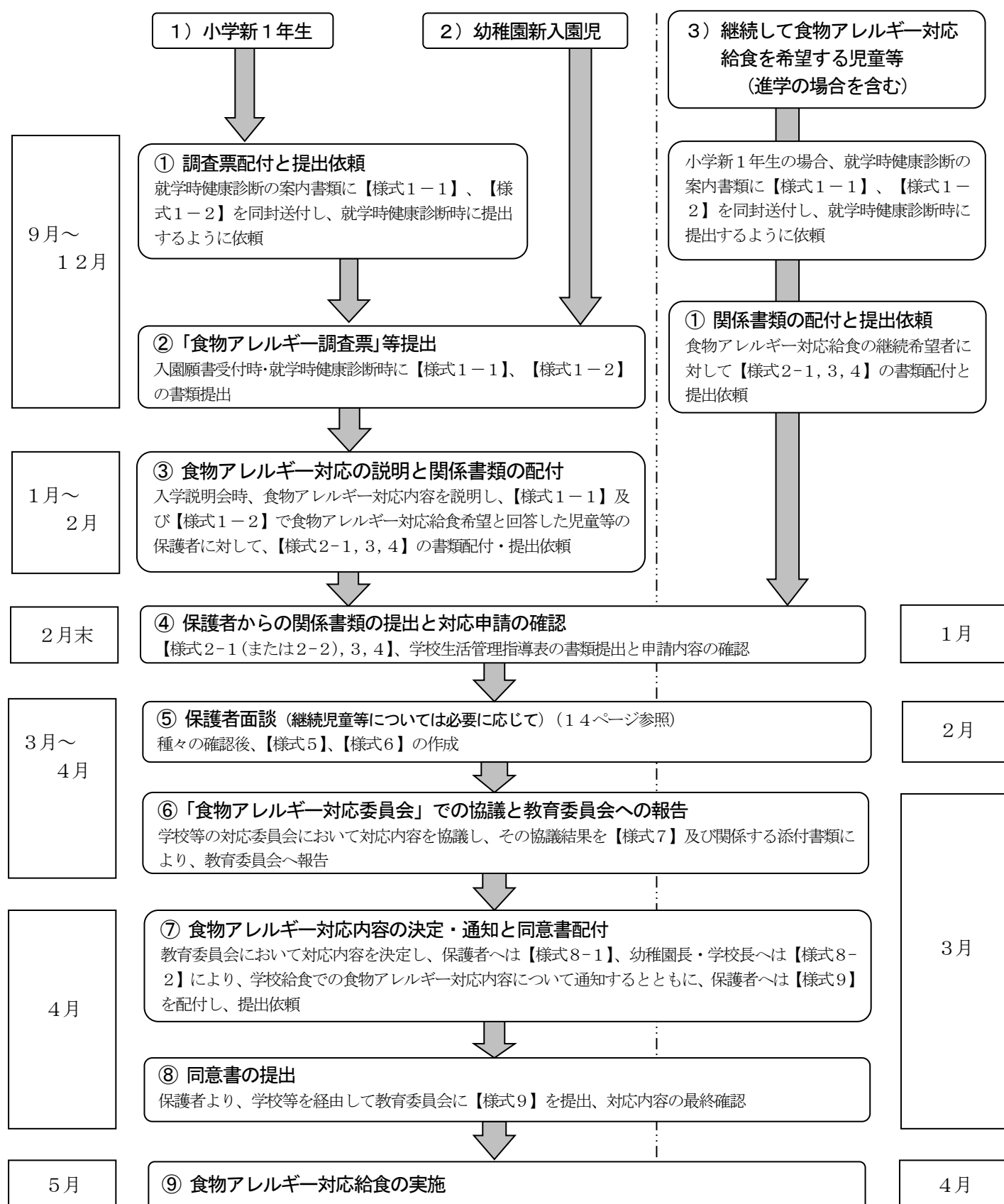


③ 食物アレルギー対応給食の実施

学校給食センターは、食物アレルギー対応内容の決定結果に基づき、対象児童等に対して、後述する実施方法に従った食物アレルギー対応給食を実施する。この際、教育委員会は、教職員や専任管理栄養士、栄養教諭等に対して研修会の機会を提供し、対応レベルの維持向上に努める。

以上の食物アレルギー対応内容決定と、それに基づく食物アレルギー対応給食実施までの基本的な流れを、図10に示す。

図10 食物アレルギー対応内容決定と食物アレルギー対応給食実施までの基本的な流れ



Ⅲ 食物アレルギー対応給食の実施方法

1 実施対象食品

食物アレルギー対応給食の提供方法および対象食品は、以下のものに限定する。

①【除去・代替食】 鶏卵（うずら卵を含む）・乳（牛乳・乳製品）（飲用牛乳を含む）

②【代替食】 鶏卵・乳の入ったパン、学校配送のデザート

※原則、「完全除去」とする。（調味料・だし・添加物等は除く）

・鶏卵（うずら卵を含む）は完全除去

・乳は、飲用牛乳代替と完全除去（飲用牛乳のみを代替する場合は、書類の提出は不要）

※微量混入（コンタミネーション）の可能性は、完全には排除できない。

※そば・落花生（ピーナッツ）・生卵は、給食には使用しない。

2 実施基準

給食開始時点において、以下の全ての項目に該当する児童等を対象に、食物アレルギー対応給食を提供する。

① 食物アレルギーと医師から診断され、医師の指示書等を提出すること。また、医師から食事制限を指示され、家庭でも食事制限をしていること。

② 医師の診断により、学校給食における食物アレルギー対応給食の提供が安全上の観点等から可能であること。

・ よく洗った調理器具や食器の微量残留、離れた場所からの粉の飛散による混入等、微量でのアレルギー症状の発症の危険がないこと。

・ 調味料、だし、添加物等によるアレルギー症状の発症の危険がないこと。

③ 年に1回、医師が診断した指示書等を提出するとともに、年度末には保護者と学校等は面談すること。（ただし、大きな変更がない場合等は、面談を行わない場合がある。）

④ 配送用保温容器・かごの外部に、対象児童等の学校名・クラス名・氏名等を表示可能なこと。

⑤ 学校給食における対応が可能であること。

3 対象児童等に対する食物アレルギー対応方法の分類

食物アレルギー対応給食実施にあたり、1市2町においては、現在のところ、アレルギー症状の程度の違いに応じて給食内容を変更することが困難である。そのため、学校等が対象児童等及びその家庭と協力して行う「食物アレルギー対応給食提供以外の方法」と、1市2町が行う「食物アレルギー対応給食提供の方法」の二通りに大別し、対象児童等に対応する。すなわち、「食物アレルギー対応給食提供以外の方法」とは、対応1：対象児童等が弁当または副食を持参、対応2：対象児童等が自分で除去、の2つであり、「食物アレルギー対応給食提供の方法」とは、対応3：除去食提供、対応4：代替食提供の2つである。

これらの対応について、食物アレルギーの症状とアレルゲンの種類に分けてまとめたものを表6に、対応1から対応4までの詳細な内容を表7－1から表7－4に示す。

表6 食物アレルギー対応方法の分類

種別	食物アレルギーの症状とアレルゲンの種類		対 応	
食物アレルギー対応給食提供以外の方法	微量での発症の危険がある		弁当の持参	対応1
	微量での発症の危険がない アレルゲンが多岐にわたらない	アレルゲンが1市2町の実施する除去・代替食品以外	弁当または副食の持参	
		アレルゲンが1市2町の実施する除去・代替食品	自分で除去	対応2
食物アレルギー対応給食提供の方法	微量での発症の危険がない アレルゲンが多岐にわたらない	アレルゲンが1市2町の実施する除去・代替食品 (医師の指示書等の提出)	除去食の提供	対応3
			代替食の提供	対応4

表7－1 対応1（弁当または副食持参）の詳細内容

対 象	・微量でのアレルギー症状の発症の危険がある児童等 ・アレルゲンが多岐にわたり学校給食の調理での対応ができない児童等 ・アレルゲンが1市2町の実施しているもの以外で、自分で除去をするのが不可能な児童等
方 法	・給食を提供せずに弁当を持参する。 ・給食の一部と持参した副食を食べる。
留意点	・持参した弁当は安全かつ衛生的に保管できるよう、状況によっては職員室での保管も検討する。（夏期の高温時や教室移動で教室が無人になる時） ・学校等が、食物アレルギーを持つ児童等の一覧（対応1～対応4）を作成し、これを基に適宜、学校等で情報を共有する。

表 7-2 対応 2（自分で除去）の詳細内容

対 象	・ 少量の摂取ではアレルギー症状を起こす心配がなく、アレルゲンが多岐にわたらなく、アレルゲンを自分で除去できる児童等
方 法	・ 詳細献立表【様式 14】を家庭に事前に配付し、それを基に保護者や担任等の指示もしくは児童等自身の判断でアレルゲンを除去しながら食べる。
留意点	・ 本人が原因食品を容易に取り除くことができる場合、児童等に確認させ、それを除去させる。 ・ 保護者は詳細献立表に注意し、本人に取り除く食品をよく理解させておくよう努める。 ・ 学級担任等は、除去するアレルゲンを正しく理解しておく。 ・ 低学年では、自己管理能力が不十分なので学級担任等が補佐をする。 ・ 誤って食べてしまった場合の対処方法を確認しておく。 ・ 配食時に除去する場合は、学級担任指導のもと給食当番や学級の児童等の協力も得る。 ・ 学校等が、食物アレルギーを持つ児童等の一覧（対応 1～対応 4）を作成し、これを基に適宜、学校等で情報を共有する。

表 7-3 対応 3（除去食の提供）の詳細内容

対 象	・ 1 市 2 町の食物アレルギー対応給食実施基準をみたす児童等で、原材料から除去対象食品を除いて調理を行う場合
方 法	・ 調理の過程で、原因食品を加えない給食を提供する。
留意点	・ 加工品を使用する際は、原材料に原因食品が含まれていないかを確認する。 ・ 予定献立の変更があった場合の食品の変更にも注意する。 ・ 誤配のないように注意する。

表 7-4 対応 4（代替食の提供）の詳細内容

対 象	・ 1 市 2 町の食物アレルギー対応給食実施基準をみたす児童等で、除去対象食品が料理の中心となる場合または、除去対象食品がパン、学校配送のデザートの場合
方 法	調理の工程において、原因食品に代わる食材を補い、提供する。
留意点	・ 少量購入した食材料の保管や管理は注意が必要である。 ・ 栄養価にできる限り差が出ないように使用食品や調理法を検討する。 ・ 誤配のないように注意する。

4 食物アレルギー対応給食を提供する児童等への対応

(1) 食物アレルギー対応給食の提供方法の決定

図 8 及び図 10 に示す手順に従って食物アレルギー対応が決定され、食物アレルギー対応給食を提供する対象児童等（以下「対応給食提供児童等」という。）に対しては、医師が作成・提出した「食物アレルギー対応給食指示書【様式 3】」に基づき、対応給食提供児童等の保護者との面談の内容、対応給食提供児童等の状況、給食施設内の諸条件等を勘案したうえで、食物アレルギー対応給食の提供方法（表 7-3 及び表 7-4 に示す対応 3 または対応 4）を決定していくこととなる。ただし、対応給食提供児童等の症状に応じて、また成長に併せ、方法については柔軟に対応していく必要がある。

(2) 対応給食提供児童等に対する毎月の対応

食物アレルギー対応給食提供開始後も、図 11 に示すように、毎月、詳細献立表【様式 14】と食物アレルギー対応給食承諾書【様式 10】を対応給食提供児童等の保護者へ配付し、保護者が喫食不可能な食品をチェックした後、その結果をもとに学校給食センターが検討し、当月の食物アレルギー対応給食提供の可否を決定する。

(3) 食物アレルギー対応給食の提供を一時休止する場合の対応

学校等は、食物アレルギー対応給食提供開始後、対応給食提供児童等の欠席等の理由により、食物アレルギー対応給食の提供を一時的に休止する場合には、食物アレルギー対応給食一時休止届出書【様式 15】に休止の期間を記入のうえ、学校給食センターに提出すること。

また、食物アレルギー対応給食提供の一時休止が長期間に及ぶ場合は、保護者からの食物アレルギー対応給食承諾書【様式 10】の提出は必要ないが、これを再開する場合には、食物アレルギー対応給食再開届出書【様式 15】を学校給食センターに提出すること。ただし、再開には、保護者から食物アレルギー対応給食承諾書【様式 10】の提出が必要となる。

(4) 代替食提供による対応の基本的な考え方

代替食とは、除去により不足した栄養素を補うために、別の食品を提供することである。栄養価に出来る限り差が出ないように、代替食品や調理法を考慮する。代替食を実施するために必要な基本事項は除去食と共通であるが、それに加えて以下のような点を考慮する必要がある。

- ① 代替食品に利用できる食材を積極的に見つけ出し、栄養的にも配慮して使用する。
- ② 代替食材については、家庭での使用状況等を保護者と確認して選択する。
- ③ 加工食品では、アレルギー物質の原材料表示が義務付けられている 7 品目以外は記載されていない可能性があるがあるので、製造元に十分確認する。確認できない場合は、加工品の使用を避ける。

(5) 食物アレルギー対応給食の提供に関するその他の留意事項

食物アレルギー対応給食を提供する場合は、実施基準に示しているように、微量でのアレルギー症状の発症の可能性がないことや、比較的症状が軽く、原因食品が特定されており、家庭でも原因食品の除去を行う等食事療法を行っていることが前

提となる。

また、食物アレルギー対応給食の提供を実施した場合は、栄養面での偏りが生じやすいため、不足分を家庭で補えるように、保護者とは常に連携をとることが必要である。

さらに、献立の急な変更を保護者に知らせるとともに、対象児童等の欠席が明らかな場合は、午前9時までに学校給食センターに電話連絡を行うこと。この場合、該当の食物アレルギー対応給食の配送は行わない。

なお、特定の食物と運動の組み合わせでおこる食物依存性運動誘発アナフィラキシーがあるので、給食後の運動や体育の授業等には十分に気を付けることも重要である。

いずれの場合も、保護者・学校等・学校給食センターの三者の連携が必要である。

図 1 1 対応給食提供児童等に対する毎月の対応

時 期	学校給食センター	学校等	対応給食提供児童等の保護者
前月 2 0 日頃	献立決定		
前月 2 2 日頃	食物アレルギー対応給食承諾書【様式 1 0】及び、詳細献立表【様式 1 4】の配付	学校等経由 で配付	献立表等の内容チェック
前月 2 7 日頃 まで	食物アレルギー対応給食承諾書（控）の確認及び決定	学校等経由 承諾書の受理 及び控えをとる	食物アレルギー対応給食承諾書【様式 1 0】の提出
	保護者との協議等により、対応を変更した場合は、学校給食センターから学校等へ変更内容を連絡		対応変更希望がある場合：ファックスまたは電話で学校給食センターへ直接連絡
	食数の減少	学校経由 【様式 1 5】の作成	給食停止希望がある場合：学校に停止日を連絡
	個々の対応を決定し、詳細献立表や作業工程表に記入し、調理指示を行う		
当 日	食物アレルギー対応給食の調理・配送	食物アレルギー対応給食を確認 喫 食	

5 食物アレルギー対応給食の配送、受渡し、配膳

(1) 学校給食センターから学校等までの配送

学校給食センターから学校等までの配送方法の基本は、以下の通りである。

- ① 食物アレルギー対応給食は、個人用保温容器を専用のかごに入れて配送する。
- ② 学校給食センターにおいて十分なチェックを行い、誤配送を避けるため、個人用保温容器とそれを入れた専用のかごには、学校名・クラス名・児童等氏名を明示する。

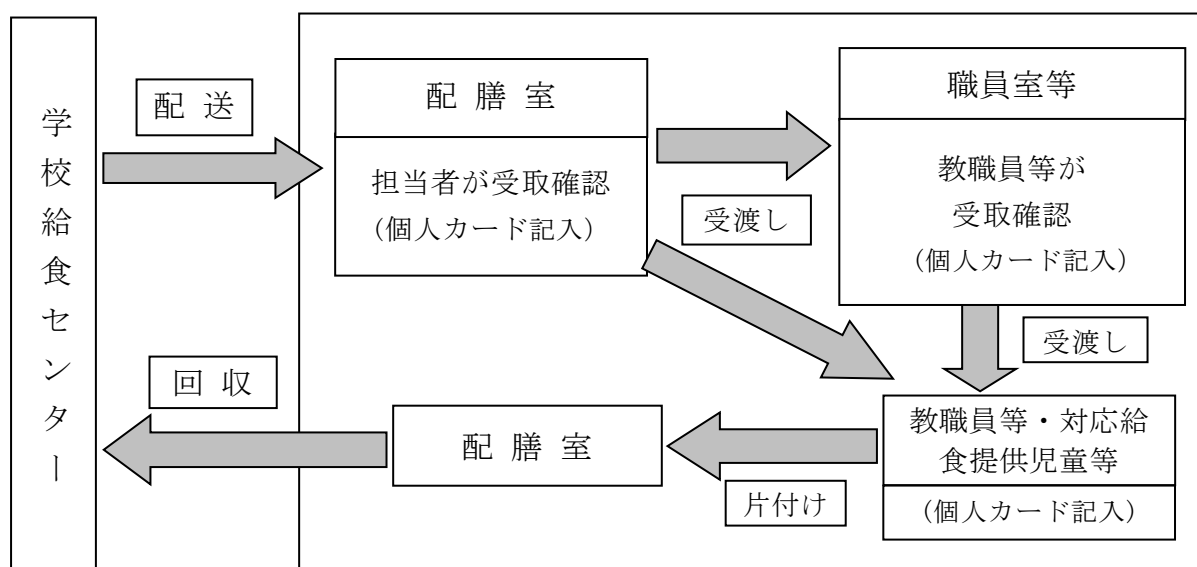
(2) 学校等における食物アレルギー対応給食の受渡しと配膳

各学校等の給食受け取り担当者は、学校等の配膳室において、学校給食センターの配送担当者から専用のかごに入った食物アレルギー対応給食を受け取るとともに、個人カード【様式12】に記載された対応給食提供児童等かどうか確認し、同確認表に記入する。次に、職員室等を経由して受け取る場合、給食受け取り担当者は、当該アレルギー対応給食を専用のかごに入れたまま、一般の給食とは別にして、職員室等へ運ぶ。

対応給食提供児童等または教職員等は、職員室等または配膳室において給食受け取り担当者から食物アレルギー対応給食を受け取るとともに、献立内容や対応給食提供児童等を確認し、個人カードに記入したのち、食物アレルギー対応給食を専用のかごに入れたまま、対応給食提供児童等の学級に運ぶ。基本的には、職員室等で学級担任等が受け取ることとするが、その対応が難しい学校等では配膳室で受け渡しを行うこととする。

以上の、学校等における食物アレルギー対応給食受渡しと配膳の流れを、図12に示す。

図 1 2 学校等における食物アレルギー対応給食受渡しと配膳の流れ

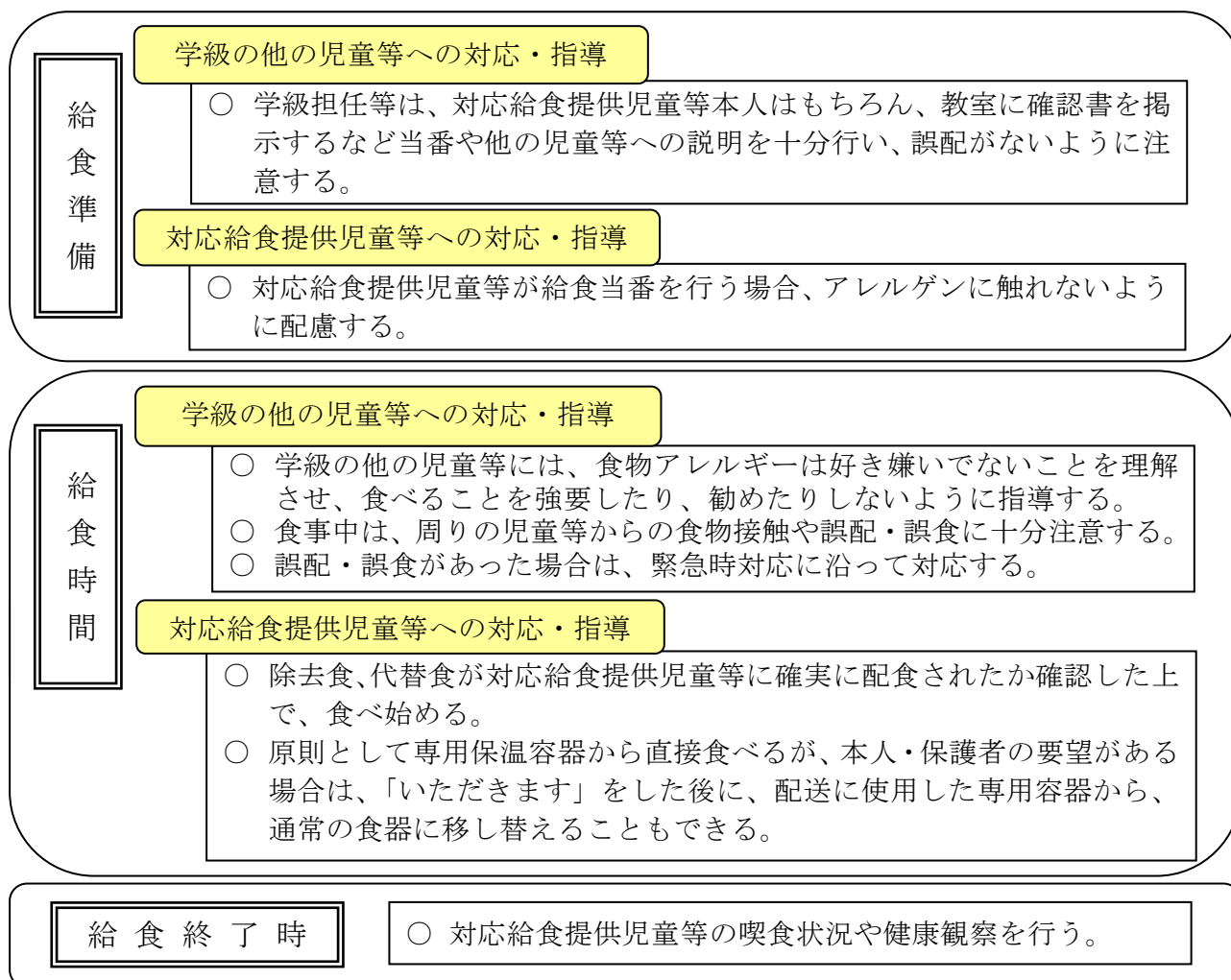


6 給食時の教室での対応と指導

対応給食提供児童等が在籍する学級における、給食時の教室での対応と指導内容について、給食準備、給食時間、給食終了時に分けて、図 13 に示す。

図に示すように、対応給食提供児童等への対応はもちろんのこと、学級の他の児童等に対する対応と指導も極めて重要であり、対応給食提供の開始当初は、学級担任以外の職員による支援を考慮することも必要である。

図 13 給食時の教室での対応と指導



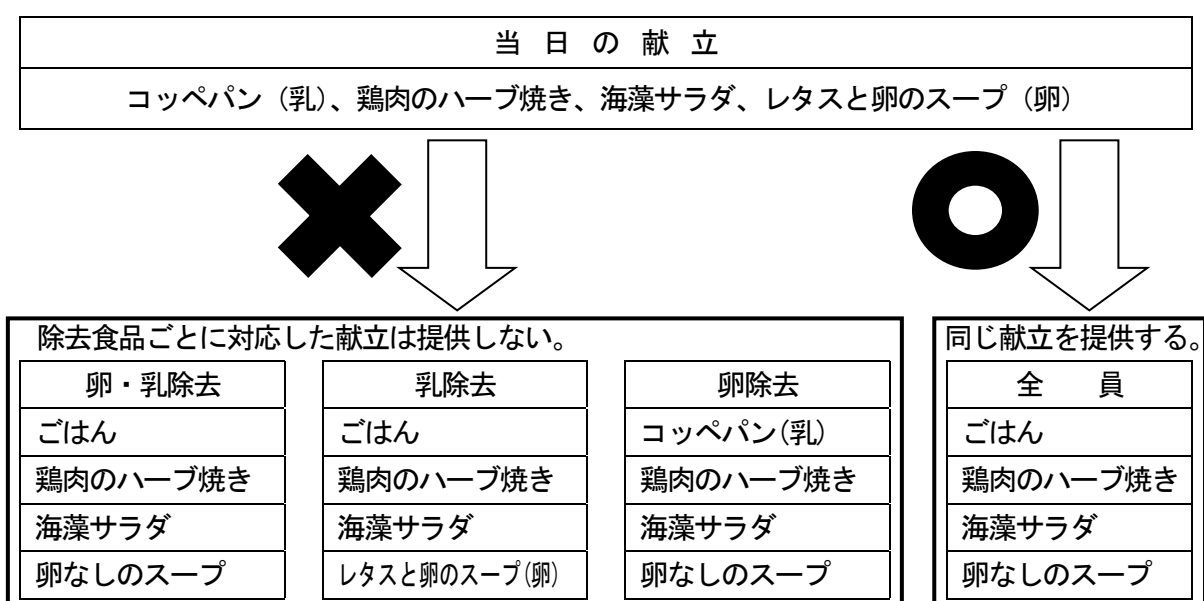
7 食物アレルギー対応の評価・見直しと今後の方向性

- ① 定期的に対応の評価と見直しを行い、「食物アレルギー個人調査票【様式6】」に記録する。
- ② 専任管理栄養士や栄養教諭等は学級担任や養護教諭と連携して、食物アレルギーに関する個別指導を保護者と児童等に行う。進級に際しては、年度が変わるごとに、担当者が次年度担当者に確実に引継ぎを行う。
- ③ 学校等及び教育委員会は、対象児童等の心身の発達を促進するため、食物アレルギー対応が家庭との十分な連携と協力関係のもと、与えられた条件の中で最大な効果を生むよう努めていく。

Ⅳ 食物アレルギー対応給食の調理における具体的な対応

1 具体的な除去食の対応

- ① そば・落花生（ピーナッツ）・生卵は、1市2町の学校給食では提供しない。
- ② 主菜の卵については、料理の中心となるもので、除去した場合、料理として成立しないため、除去食調理は行わず、代替食とする。
- ③ 鶏卵・乳の入ったパンはごはんに、学校配送のデザートは鶏卵・乳を含まないデザートに代替する。
- ④ 鶏卵の除去には、うずら卵の除去を含む。
- ⑤ その日の献立の材料に複数の除去食品が有る場合は、その全てを除去した料理を調理し、対応給食提供児童等に提供する。



- ⑥ 飲用の牛乳については、代替のお茶を提供する。

2 給食費

給食の停止については、事前に申請することにより、給食費は発生しない。

3 各段階での留意事項

食物アレルギー対応給食の調理における留意事項を、以下、段階を追って記す。

(1) 献立作成時・物資選定時

献立作成時・物資選定時
① 通常の献立を基本とする。 ② 通常の献立を作成する際には、除去対応がしやすいことを考慮する。 ③ 栄養的な面と作業面を考慮すると同時に、同じ日に複数のアレルギーが重複しないよう考慮する。

- ④ 加工食品を使用する場合、必ず原料配合表を取り寄せ、使用食材の確認を行う。
- ⑤ 食材選定の際には、アレルギーになりやすい成分〔鶏卵、乳、小麦、落花生（ピーナッツ）等〕をできる限り含まないものを選定する等の配慮をする。
- ⑥ 学校給食センターは、給食に含まれるアレルギーに関する情報を確実に学校等および保護者に伝える。

(2) 調理時

事 前
① 前日までに栄養教諭・協議会職員が調理員とともに確認し、当日の朝再度、調理にかかわる者で、除去または代替する材料、調理途中での取り分け方等について共通理解を図る。 ② 調理員はアレルギー食品や調理方法等を把握した上で作業工程表や作業動線、配膳方法等を確認する。取り違えが起きないように、食材を置く位置、扱い方等についても確認しておく。 ③ 調理作業に入る前に、使用する材料や調味料を複数で確認する。 ④ 調理器具や調理員の手指、作業着等を介した調理過程での混入にも注意する。

調 理
① 食物アレルギー対応給食調理（除去食・代替食）については、除去すべきアレルギーが混入しないように注意して調理する。 ② 食物アレルギー対応給食調理については、様々な対応方法があるが、献立や物資確保の状況によって柔軟に対応することとする。 ③ 対応方法がすぐに確認できるよう、食物アレルギー対応給食調理の内容を明確に表示したホワイトボード等を活用する。 ④ 使用器具を色分けする等、区別化をしておく。 ⑤ 揚げ物はなるべく、新品の油を使い、最初に必要分を調理する。 ⑥ 作業途中で除去食分を取り分けて調味、再加熱する場合も、中心温度を確認する。 ⑦ 調理員は専任、あるいは一定時間の専任とする。 ⑧ 一般調理から移る場合、アレルギーが調理員の手や衣服から紛れ込んでしまわないように注意する。 ⑨ 作業の途中で専用スペースから出入りする必要がないように、調味料等の事前準備を行い、やむを得ず出入りする場合は、その都度手や衣服を確認する。 ⑩ アレルギー対応給食が無く、普通食の献立で対応できる場合は普通食スペースで調理した給食を提供する。

(3) 配缶・配送・配膳時

配 缶
① 万一混入が起こった場合は、提供を中止する。 ② 材料表、指示書をもとに、誤調理がないか調理担当者以外の調理員や協議会職員と一緒に確認する。

配 送 ・ 配 膳
配送 ① 食物アレルギー対応給食は、対応給食提供児童等の学校名・クラス名・氏名が記載された個人用保温容器を専用のかごに入れ、配送する。 ② 学校にわかりやすいように、食物アレルギー対応給食がある場合、コンテナに明記する。 ③ 配送・配膳については、「個人カード【様式１２】」を使用し、誤配を防ぐ。
配膳 ① 配膳時に食物アレルギー対応給食が確実に本人に届くように、対応給食提供児童等であることを明記する等配慮し、各段階において、チェックして、誤配がないようにする。 ② 原則として、個人用保温容器から直接食べるが、保護者や本人の希望に対して柔軟に対応する。

(4) その他

加 工 食 品
① 納入業者からアレルギー表示がある詳細な原料配合表を取り寄せる。 ② 納入時には見積り・発注したとおりの加工品が納入されたかどうかの確認をする。 ③ 最初に煩雑な調理をすることにより調理ミスを防ぐ。 ④ 単品で提供する食品の場合、検食用・保存食用を含め最低３個は発注する。なお、調理が必要な場合、原材料５０ｇ以上の採取、調理済み食品の保存食及び検食を含め最低４個は発注する。 ⑤ 食物アレルギー対応給食には少量しか使用しない場合があるため、原材料については、消費・賞味期限に留意して使用する。

4 食品ごとの対応のポイント

除去食・代替食を実施する上で必要な基本的な知識や対応のポイントを、アレルゲンとなる食品ごとに分けて、以下に記す。

①	鶏 卵
	・ 卵白が主なアレルゲンとなり、卵黄に反応をすることは比較的少ない。 ・ ハムや練り製品等のつなぎに、卵白が使用されているものがある。また、卵白の気泡性・凝固性といった加工特性を利用して、思いがけない加工品に使用されていることがあるので、食品表示を十分確認する。 ・ 魚卵や鶏肉との交差抗原性は低い[※]ため、除去の必要性については個別に医師が判断する。 ・ 肉料理のつなぎやてんぷらの衣等は、鶏卵を使わない調理方法が工夫できる。

②	乳（牛乳・乳製品）
	・ パンやハムといった加工食品に含まれる牛乳タンパクの含有量には、商品によって大きな幅がある。 ・ 業務用の加工食品には、風味付け等の目的で思いがけないものに使用されている場合があるので、食品表示を十分確認する。 ・ 「乳」の食品表示には紛らわしい言葉があるのでアレルギー表示で確認するなど注意する。 ・ 牛乳は主なカルシウム源であり、除去・代替食対応をするときには栄養的配慮が大切である。 ・ 牛肉には牛乳と共通の血液成分（アルブミン）が含まれるが、加熱調理することでアレルギー性は大きく低下するため、除去が必要なことは極めて希である。 ・ ホワイトソース等のルーは、攪はんした芋、マーガリン、小麦粉、米粉、でんぷんを使って手作りするすることができる。

V 緊急時の対応

1 基本的な考え方

食物アレルギーの誘発症状は、軽いじんま疹から気管支ぜん息やアナフィラキシーのように緊急の対応を要するものまで幅が広い。アレルギーをもつ児童等が何らかの体調の変化を訴えた場合は、常にアレルギー症状である可能性を考慮して観察し、迅速な処置のタイミングを逃さないことが大切である。

誤食が確認された場合は、数分から2時間後まで、あるいはその後も症状が出現する可能性を念頭に置いて、体調の変化を観察する。児童等が何らかの症状を訴えた時点で誤食の事実が確認できない場合であっても、それに対する処置は症状に基づいて進めるべきである。

一般にアレルギー症状に対して処方されている頓用薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬、気管支拡張薬等）は安全性の高いものが多く、早期に服用することで問題となる重大な副作用はないと考えてよい。

症状が出現し始めてから走ったり、激しく動き回ったりすると、症状が急激に悪化する危険がある。局所的なじんま疹等軽い症状を認めた場合でも、消失するまでは保健室で休ませる等、慎重な対応をとることが望ましい。対応する教職員が交代する場合には状況を確実に申し送って、症状が完全に消失するまで観察を続ける。軽くとも症状が出現した児童等を、一人で帰宅させてはいけない。

2 緊急時対応の流れ

緊急時には、以下に示すように、第1段階（初期対応）、第2段階（応援体制の確保）、第3段階（症状レベルによる対応の実施）、第4段階（救急車要請後の動き）の4段階で対応する。また、緊急時対応のフローチャートを図14に示す。なお、フローチャートは、「香川県小児科医会食物アレルギー対策委員会」が作成した「アレルギー緊急時対応マニュアル」を参考にしている。実際の活用方法については、同委員会が作成した「アレルギー緊急時対応マニュアルの活用方法」を参照し、マニュアルを各教室に配置するなどし、誰もが一目でわかるようにしておく。また、第2段階の応援体制の確保については、マニュアルを参考に各学校等で独自に作成することとする。

マニュアルの掲載先：香川県小児科医会のホームページ
アドレス：<http://kagawa-pedi.com/achievement/allergy.php>

① 第1段階：初期対応経過観察

- ・誤食したり、アレルギー症状が現われ始めた児童等を発見した者は、誤食してから間もない場合には、口に入れたものを吐き出させる初期対応をすぐに実施する。
- ・アレルギーに触れて皮膚や粘膜症状があらわれている時は、速やかに大量の流水でアレルギーを洗い流す。
- ・医師より指示された薬があれば、適切に使用する。

② 第2段階：応援体制の確保

- ・アレルギー症状を発症した児童等の状況に応じた対応を行うとともに、他の職員に応援要請する。
- ・校長等が職員に対応を指示する。
- ・必要に応じて、保護者に連絡する。

③ 第3段階：症状レベルに応じた対応の実施

図14のフローチャート記載のグレード1からグレード3までの症状レベルに応じた対応を実施し、「緊急時対応経過記録表【様式11】」に記録する。以下、それぞれの症状レベルでの対応の詳細を記す。

グレード1

アレルギー症状としては軽症といえる。経過中に症状が速やかに消失するのであれば、慌てて医療機関を受診しないで済むこともあるが、症状が進行する可能性があるため、最低1時間は経過観察を行う。理想的には4時間の経過観察が必要である。

グレード2

じんま疹が広範囲にみられ、それに伴いかゆみが強くなったり、咳がひどくなってくる。全身的にも明らかに元気がない等の症状の悪化がみられたら、主治医や学校医に連絡をとるとともに、保護者にも連絡する。必要に応じて、救急車を要請する。

グレード3

この段階は、いわゆるアナフィラキシーショックもしくはそれに近い状態にある。呼吸困難や強い腹痛、繰り返す嘔吐等様々な症状が強く起こり、全身状態も悪化してくるので、すぐに救急車を呼ぶ。

【救急車の要請（119番通報）のポイント】

ア まず、「救急です」、「食物アレルギーによるアナフィラキシー患者の搬送依頼です」と告げる。

イ そして、「いつ、どこで、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」を説明する。

- ・ いつ …食事開始後、〇分経過後
- ・ どこで…〇〇幼稚園、〇〇学校にて
- ・ だれが…〇才の児童が
- ・ どうしたのか、どのような状態か…アナフィラキシーの状況（全身じんま疹、ぜん息様の呼吸音がある等）
- ・ エピペン®を処方されて持参または保管している場合は、その旨と使用の有無を必ず伝える。

ウ 連絡した者の氏名、学校等の所在地、連絡先、近くの目標となるものを伝える。

エ 救急車が来るまでの応急手当の方法を聞く。

なお、誤食時に主治医から内服するように指示されている薬剤（抗ヒスタミン薬やステロイド薬）はグレード1から必要に応じて内服させる。しかし、内服薬は即効性に欠け、また治療効果も症状が重ければ限定的なので注意する。グレード3では即効性のあるエピペン®（使い方は後述する）が唯一の症状改善効果を期待できる薬剤と言える。

④ 第4段階：救急車要請後の動き

ア 救急車を要請後の対応

発症した児童等の状態の確認や応急手当の指示をするため、救急隊員より学校等に、再度連絡が入る場合がある。その際、発症児童等の状態を把握している職員が、救急隊

員からの電話に必ず対応できるよう、学校等内での連絡体制の確保、連携が大切である。

また、救急隊到着後、現場へ誘導する職員も必要である。

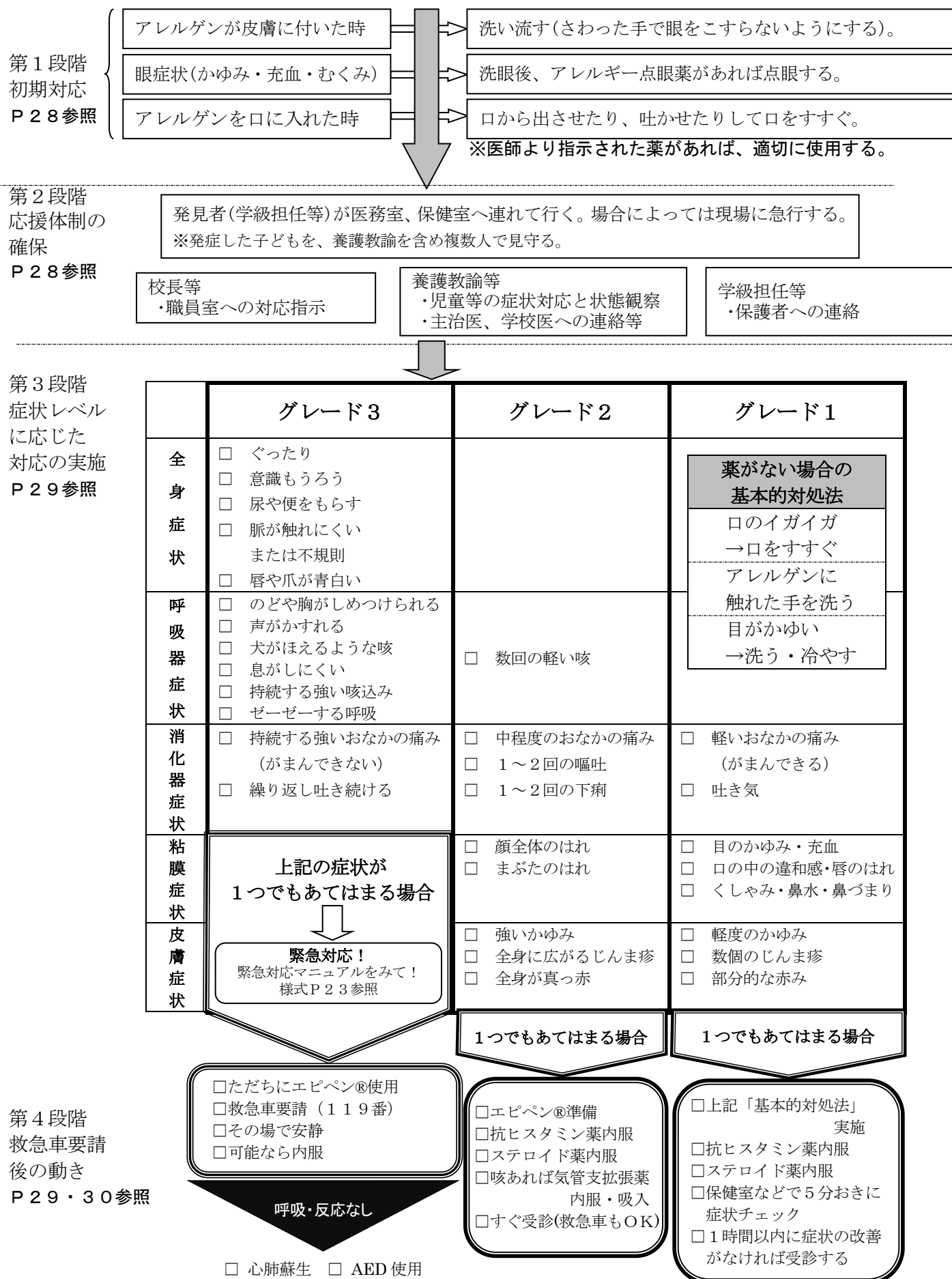
イ 救急車の到着時

「緊急時対応経過記録表【様式 1 1】」を活用して、児童等の状態の説明、どのような応急手当をしたかを救急隊員に説明する。また、緊急時に搬送できる医療機関が決まっていれば、その情報も伝える。

ウ 救急車に同乗

救急搬送する発症児童等の「面談記録票【様式 5】」や「緊急時対応経過記録表【様式 1 1】」等を持参し、事情がわかる職員が救急車に同乗する。

図 1 4 緊急時対応のフローチャート



3 エピペン®の使い方

エピペン®使用の手順：迷うときは使う

- 子どもに声をかけながら、できるだけ複数の教職員で対応する

①エピペン®を打ちやすい体勢をとる

- 仰向けにねかせる（必要時はショック体位に）
- エピペン®使用者は、子どもの脇に座る
- 介助者は、エピペン®使用者の反対側に座り、右のように、子どもの足の付け根と膝を抑える
- もうひとり介助者がいれば上半身を抑える



②エピペン®をケースから取り出して 利き手で「グー握り」する

- オレンジ色を下にして握る
- 握ったら持ちかえない



③エピペン®を打つ位置（★）を確認 自分の位置と反対側の太もも前面外側 かつ 介助者の両手の中間

- 服の上から打ってよい
- ポケットの中を空にする



④エピペン®を打つ

- 青い安全キャップを上引き抜く
- オレンジ色の先端を目標に軽くあてる
- そのまま垂直にグッと押しつける
- 「パン！」と音がしたら、押しつけたまま3秒待つ
- エピペン®を太ももからゆっくり離す
- オレンジ色のニードルカバーが伸びていればOK



※オレンジ部分が伸びていなければ④をはじめてから行う

- 子どもに声をかけてから打つ
「エピペンをするよ！じっとしててね!」

⑤その後

- 効果は数分で出現し約15分持続
- 注射部位を軽くもむ
- 救急車が来るまで症状の観察を続ける
- 使用済みエピペン®はケースに入れ、病院へ持参する
- **（2本目のエピペン®がある場合）**
10分後にも「緊急性の高い症状」があれば2本目のエピペン®を使用



～ 様 式 集 ～

- 様式 1－1 「食物アレルギー調査票」
- 様式 1－2 「食物アレルギー対応給食フローチャート」
- 様式 2－1 「食物アレルギー対応給食【新規・継続】申請書（新入学・転入・在学中）」
- 様式 2－2 「食物アレルギー対応給食【変更・中止】申請書」
- 様式 3 「食物アレルギー対応給食指示書」
- 様式 4 「家庭における除去の程度（保護者記入用）」
- 様式 5 「面談記録票」
- 様式 6 「食物アレルギー個人調査票【学校にて保管】」
- 様式 7 「食物アレルギー対応給食が必要な児童等について（申請）」
- 様式 8－1 「学校給食での食物アレルギー対応について（通知）」保護者宛
- 様式 8－2 「学校給食での食物アレルギー対応について（通知）」学校等宛
- 様式 9 「食物アレルギー対応給食同意書」
- 様式 10 「食物アレルギー対応給食承諾書」
- 様式 11 「緊急時対応経過記録表」
- 様式 12 「個人カード」
- 様式 13 「食物アレルギー対応チェックリスト表（学校記入用）」
- 様式 14 「詳細献立表」
- 様式 15 「食物アレルギー対応給食一時休止届出書及び長期一時休止再開届出書」

アレルギー緊急時対応マニュアル

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

食 物 ア レ ル ギ ー 調 査 票

入学予定校・園名： (在園名：) 名前 男・女

記入年月日： 年 月 日 保護者名

1 食物アレルギーはありますか。

☐ いいえ→(裏面の回答をしてください。) ☐ はい→(2～8の質問に回答してください。)

2 その原因となる食物と摂取後に起こる症状の程度等は何ですか。

食 物 名	家庭での対応	食した時の症状	家庭での対応
	量		
鶏卵 (うずら卵を含む)	☐ 微量の混入も不可 ☐ 微量の混入は可 ☐ 少量・ある程度の量 (卵黄： 卵白：) は食べられる		☐ 完全除去 ☐ 本人除去 ☐ 特に配慮をしていない ☐ その他 ()
乳 (牛乳・乳製品)	☐ 微量の混入も不可 ☐ 微量の混入は可 ☐ 少量・ある程度は食べられる (具体的な量：)		☐ 完全除去 ☐ 本人除去 ☐ 特に配慮をしていない ☐ その他 ()
	☐ 微量の混入も不可 ☐ 微量の混入は可 ☐ 少量・ある程度は食べられる (具体的な量：)		☐ 完全除去 ☐ 本人除去 ☐ 特に配慮をしていない ☐ その他 ()
	☐ 微量の混入も不可 ☐ 微量の混入は可 ☐ 少量・ある程度は食べられる (具体的な量：)		☐ 完全除去 ☐ 本人除去 ☐ 特に配慮をしていない ☐ その他 ()

※微量とは、よく洗った調理器具や食器に残っている微量残留や、離れた場所からの粉の飛散による混入などのこと

3 現在除去中の食物はありますか。

☐ いいえ ☐ はい(食物名：)

4 上記3の除去食はどなたが判断しましたか。

☐ 医師 ☐ 保護者 ☐ その他()

5 アレルギー検査を受けたことがありますか。また、その時の検査結果はどうでしたか。

☐ いいえ ☐ はい→結果(陰性・陽性)⇒陽性の食物名()
年 月実施

6 運動でアレルギーの症状を発症したことがありますか。

☐ いいえ ☐ はい→(食事との関連あり ・ 食事との関連なし)

7 食物アレルギーの治療のために使用している薬はありますか。

☐ いいえ ☐ はい(薬剤名)

8 学校給食について、あてはまる事項に☑してください。

現 在	☐ 1 他の児童等と同じ給食を食べていた ☐ 2 児童等が自分で除去をしていた ☐ 3 毎日弁当を持参していた ☐ 4 献立により、弁当を持参していた ☐ 5 その他()
今 後	【様式1-2】(裏面)をお読みいただき、対応希望記入欄の①～⑤を選択してください (複数回答可)

食物アレルギー対応給食フローチャート

入学予定校・園名： (在園名：) 名前

次の質問項目により、「はい」か「いいえ」で判断し、対応希望記入欄の①から⑤の番号に○をつけてください。
(複数回答可)

食物アレルギー調査票【様式 1-1】 食物アレルギーはありますか？	いいえ	対応希望 記入欄 ① 終了 ② 弁当または副食を持参 ③ 個人での除去対応 ④ 詳細献立表等の交付 ⑤ アレルギー対応給食 除去食対応・代替食対応	
はい	アレルギー対応給食を希望しますか？		いいえ
はい	○ 1 市 2 町の食物アレルギー対応給食は以下の通りですが、対応を希望しますか？ ①【除去・代替食】鶏卵(うずら卵を含む)・乳(牛乳・乳製品)(飲用牛乳を含む) ②【代替食】鶏卵・乳の入ったパン、学校配送のデザート ※原則、「完全除去」とする。(調味料・だし・添加物等は除く) ・鶏卵(うずら卵を含む)は完全除去 ・乳は、飲用牛乳代替と完全除去(飲用牛乳のみを中止する場合は、書類の提出は不要) ※微量混入(コンタミネーション)の可能性は完全には排除できない。 ※そば・落花生(ピーナッツ)・生卵は、給食には使用しない。		いいえ
はい	○ 実施基準(給食開始時点において、以下をすべて満たすこと) ・食物アレルギーと医師から診断されていること。 ・家庭でも食事制限を行っていること。 ・医師の診断により、食物アレルギー対応給食の提供が安全上の観点から可能であること【 微量(注 1) 】でのアレルギー発症の可能性がない ・年に 1 回、医師の診断を受け、様式 3 を提出すること。 ・容器・袋等に学校名・クラス名・氏名を表示することが可能なこと。		いいえ
はい	<必要書類> ・食物アレルギー対応給食申請書【様式 2-1】 ・食物アレルギー対応給食指示書【様式 3】 ・家庭における除去の程度【様式 4】 ・学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)		

注 1:微量とは、よく洗った調理器具や食器に残っている微量残留や、離れた場所からの粉の飛散による混入など。

提出日： 年 月 日

食物アレルギー対応給食【新規・継続】申請書（新入学・転入・在学中）

市 教育委員会 教育長 様
町

保護者氏名 印

食物アレルギーへの学校給食での対応について、下記の必要書類を添えて申請します。

学校等名	市 立 町		学年・学級	年 組
(ふりがな) 児童等氏名		性別 男・女	生年月日	年 月 日生
(ふりがな) 保護者氏名			FAX 番号	
電話番号	自宅番号		携帯番号	
住 所	〒 市 町			

前籍の保育園・幼稚園・学校での対応（新入学・転入時のみ記入）

園・学校名		給食対応	有 ・ 無 ・ 毎日弁当
これまでの 給食対応内容			

- 今後の学校給食での食物アレルギー対応について（希望する項目をチェックしてください）
対象となる食品の除去食及び代替食の提供
☐ 鶏卵（うずら卵を含む） ☐ 乳（牛乳・乳製品）（飲用牛乳を含む）
- 添付書類（必須）
☐ 食物アレルギー対応給食指示書【様式 3】
☐ 家庭における除去の程度（保護者記入用）【様式 4】
- 食物アレルギー対応給食の実施にあたり、下記のことを理解して同意します。
（すべての項目を確認の上、チェックしてください）
☐ 栄養面・献立面で不足が生じる可能性があること。
☐ 不足があれば、一部弁当持参の必要な場合があること。
☐ 微量混入（コンタミネーション）の可能性は完全に排除できないこと。
☐ 定期的及び必要に応じて、対応内容について学校側と協議する必要があること。
☐ この申請及び給食対応の内容は、学校的全職員に情報が共有されること。
☐ 申請内容は審査の結果によりすべて実現するとは限らず、改めて詳細な面談を行った後に、
決定されること。
- アレルギー対応給食の面談について（アレルギー対応給食継続者のみ回答してください）
☐ 面談を希望する
☐ 面談を希望しない（昨年度のアレルギー内容に変更がないため）
※継続の児童等が進学する場合は、進学先の学校において、あらためて面談を行う。

提出日： 年 月 日

食物アレルギー対応給食 【 変更・中止 】 申請書

市 町 教育委員会 教育長 様

保護者氏名 印

食物アレルギーへの学校給食での対応について、診断の結果、下記のとおり（ 変更 ・ 中止 ）申請します。

学校等名	市 町 立			学年・学級	年 組
(ふりがな) 児童等氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
(ふりがな) 保護者氏名				FAX 番号	
電話番号	自宅番号			携帯番号	
住 所	〒 市 町				

1 変更・中止の内容（希望する項目をチェックしてください）

(1) 変更の場合

対象となる食品の除去食及び代替食の提供

☐ 鶏卵（うずら卵を含む） ☐ 乳（牛乳・乳製品）（飲用牛乳を含む）

(2) 中止の場合

- ☐ 対応不要（症状の改善）
☐ 対応不要（本人による取り除き）
☐ 完全弁当持参（給食すべての停止）

※中止の場合、下記の 2・3 は、必要ありません。

2 添付書類（必須）

- ☐ 食物アレルギー対応給食指示書【様式 3】
☐ 家庭における除去の程度（保護者記入用）【様式 4】

3 食物アレルギー対応給食の実施にあたり、下記のことを理解して同意します。

(すべての項目を確認の上、チェックしてください。)

- ☐ 栄養面・献立面で不足が生じる可能性があること。
☐ 不足があれば、一部弁当持参の必要な場合があること。
☐ 微量混入（コンタミネーション）の可能性は完全に排除できないこと。
☐ 定期的及び必要に応じて、対応内容について学校側と協議する必要があること。
☐ この申請及び給食対応の内容は、学校の全職員に情報が共有されること。
☐ 申請内容は審査の結果によりすべて実現するとは限らず、改めて詳細な面談を行った後に、決定されること。

医療機関記入用

市町 教育委員会 教育長 様

立小・中学校長、幼稚園長 様

年 月 日

病院・医院 医師名

食物アレルギー対応給食指示書

【普通寺市・琴平町・多度津町の学校給食食物アレルギー対応について】

① 実施基準（一部抜粋・ご確認の上、□にチェックをお願いします）

□ 医師の診断により、食物アレルギー対応給食の提供が安全上の観点から可能である

【微量（注1）での発症の可能性がない】

※注1：微量とは、よく洗った調理器具や食器に残っている微量残留や、離れた場所からの粉の飛散による混入など。

② 実施内容

①【除去・代替食】 鶏卵（うずら卵を含む）・乳（牛乳・乳製品）

②【代替食】 鶏卵・乳の入ったパン、学校配送のデザート

※原則、「完全除去」とする。（調味料・だし・添加物等は除く）

・鶏卵（うずら卵を含む）は完全除去

・乳は、飲用牛乳代替と完全除去（飲用牛乳のみを中止する場合は、書類の提出は不要）

※微量混入（コンタミネーション）の可能性は、完全には排除できない。

※そば・落花生（ピーナッツ）・生卵は、給食には使用しない。

※上記内容をご確認の上、①実施基準の □ にチェックをし、下記に記載してください。

※鶏卵、乳以外にアレルギーがある場合は、裏面に記入してください。

児童等氏名			男 ・ 女	年 月 生
アレルゲン	診断根拠 (該当する箇所をチェックしてください。)	一番最近の 発症及び 検査年月	学校給食の際の指示事項 (除去の程度)	現時点で摂取した場合に出現する 可能性のある症状
鶏卵 (うずら卵を含む)	☐ あきらかな 症状の既往 ☐ 食物負荷試験 陽性 ☐ I g E抗体等 検査結果陽性	発症年月 検査年月	☐ 除去食・代替食実施 ☐ 本人の判断で取り除く ☐ その他の注意事項 ()	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛、嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他 ()
乳 (牛乳・乳製品)	☐ あきらかな 症状の既往 ☐ 食物負荷試験 陽性 ☐ I g E抗体等 検査結果陽性	発症年月 検査年月	☐ 除去食・代替食実施 ☐ 本人の判断で取り除く ☐ その他の注意事項 ()	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛、嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他 ()

様式3 裏

アレルギー	診断根拠 (該当する箇所をチェックしてください。)	一番最近の 発症及び 検査年月	学校給食の際の指示事項 (除去の程度)	現時点で摂取した場合に出現する 可能性のある症状
	☐ あきらかな 症状の既往 ☐ 食物負荷試験 陽性 ☐ IgE抗体等 検査結果陽性	発症年月 検査年月	☐ 微量の混入でも不可 () ☐ 微量の混入は可 () ☐ 本人の判断で取り除く ☐ その他の注意事項 ()	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛、嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他 ()
	☐ あきらかな 症状の既往 ☐ 食物負荷試験 陽性 ☐ IgE抗体等 検査結果陽性	発症年月 検査年月	☐ 微量の混入でも不可 () ☐ 微量の混入は可 () ☐ 本人の判断で取り除く ☐ その他の注意事項 ()	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛、嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他 ()
	☐ あきらかな 症状の既往 ☐ 食物負荷試験 陽性 ☐ IgE抗体等 検査結果陽性	発症年月 検査年月	☐ 微量の混入でも不可 () ☐ 微量の混入は可 () ☐ 本人の判断で取り除く ☐ その他の注意事項 ()	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛、嘔吐など消化器症状 ☐ ショック（全身）症状 ☐ その他 ()
摂取した場合の対処法 緊急の対応		① 内服薬 () ② 外用薬 () ③ エピペン () ④ その他 ()		
その他（注意事項等）				

家庭における除去の程度（保護者記入用）

ご家庭で除去されているものを確認して、給食対応の参考にする資料です。

現在、ご家庭で食べているものに○、食べていないものに×を、（ ）に記入してください。

同じ欄に○×が混在している場合は、食品ごとに記入していただいても結構です。

鶏卵（うずら卵を含む）

食品 区分	食 品 リ ス ト	○ ×
1	生卵、生の卵白が含まれる食品（一部のシャーベット、一部のホイップクリーム など）	（ ）
2	加熱した卵料理（ゆで卵、卵焼き、オムレツ、目玉焼き など）	（ ）
	生の卵黄が含まれる食品（アイスクリーム、マヨネーズ など）	（ ）
	加熱の不十分な卵が含まれる食品（プリン、茶碗蒸し、カスタードクリーム など）	（ ）
3	加熱した卵が含まれる食品（ケーキ、カステラ、クッキー、菓子パン、ドーナッツ、 天ぷら・フライなどの衣 など）	（ ）
	つなぎに卵が含まれる食品（かまぼこ、ちくわ、ハム、ソーセージ、中華麺 など）	（ ）
4	全卵を極めて微量に含む食品（一部のパン、天ぷら粉、麺類のつなぎ）	（ ）

乳（牛乳・乳製品）

食品 区分	食 品 リ ス ト	○ ×
1	生の牛乳、牛乳を主原料とした食品（牛乳、調製粉乳、練乳 など）	（ ）
	生の牛乳を用いた食品（生クリーム、アイスクリーム など）	（ ）
2	牛乳が相当量含まれる食品（プリン、パバロア、クリームシチュー、ホワイトソース、ポタ ージュ など）	（ ）
	チーズ、ヨーグルト、バターやこれらを主要な原料として用いた食品	（ ）
3	牛乳を多く用いたお菓子類（ケーキ、菓子パン、チョコレート、ドーナッツ、カステラ など）	（ ）
	つなぎにカゼインを使用した食品（ハム、ソーセージ など）	（ ）
4	乳を含むマーガリン、ショートニング	（ ）
	牛乳やバターが少量含まれる食品（食パン、ビスケット、クッキー など）	（ ）
	乳糖	（ ）

その他：食べられない食材に☑して、具体的な品名を列記してください

☐ 野菜 ☐ 果物 ☐ そば ☐ 米 ☐ 大麦（麦ごはん） ☐ ナッツ類 ☐ ごま ☐ その他

--

※今回の食物アレルギー対応給食は、鶏卵・乳の除去・代替、及び鶏卵・乳の入ったデザートにのみ
限ります。

※そば・落花生（ピーナッツ）・生卵は、給食には使用しません。

記入日： 年 月 日

学校名 幼・小・中 クラス名 児童等氏名

面 談 記 録 票

年 月 日

学校等名		面 談 者	
児童等氏名	年 組	保護者氏名	
住 所		電話番号	

1 食物アレルギーを起こす原因食品、程度及び症状等について（該当する箇所をチェックしてください。）

食 品 名	アレルギーを起こす量	症 状	家庭での対応	血液検査等 結果
鶏卵 (うずら卵を含む)	☐ 微量の混入は可 ☐ 少量・ある程度の量 (卵黄：) (卵白：) は食べられる	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛、嘔吐など消化器症状 ☐ ショック症状 ☐ その他() ・症状確認時期： 年 月頃	☐ 完全除去 ☐ 本人除去 ☐ 特に配慮をしていない ☐ その他()	☐ 陽性 ☐ 陰性 ☐ 未実施
乳 (牛乳・乳製品)	☐ 微量の混入は可 ☐ 少量・ある程度は食べられる (具体的な量：)	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛、嘔吐など消化器症状 ☐ ショック症状 ☐ その他() ・症状確認時期： 年 月頃	☐ 完全除去 ☐ 本人除去 ☐ 特に配慮をしていない ☐ その他()	☐ 陽性 ☐ 陰性 ☐ 未実施
	☐ 微量の混入も不可 ☐ 微量の混入は可 ☐ 少量・ある程度は食べられる (具体的な量：)	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛、嘔吐など消化器症状 ☐ ショック症状 ☐ その他() ・症状確認時期： 年 月頃	☐ 完全除去 ☐ 本人除去 ☐ 特に配慮をしていない ☐ その他()	☐ 陽性 ☐ 陰性 ☐ 未実施
	☐ 微量の混入も不可 ☐ 微量の混入は可 ☐ 少量・ある程度は食べられる (具体的な量：)	☐ 発赤、じんま疹など即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 口腔・粘膜症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛、嘔吐など消化器症状 ☐ ショック症状 ☐ その他() ・症状確認時期： 年 月頃	☐ 完全除去 ☐ 本人除去 ☐ 特に配慮をしていない ☐ その他()	☐ 陽性 ☐ 陰性 ☐ 未実施

様式5 裏

2 現在、除去中の食品について

食 品 名	☐ ある (食品名:) ☐ ない
除去食の判断	☐ 医師 ☐ 保護者 ☐ その他()

3 過去に除去食を行っていたが、現在は完全に食べられるようになった食品について

☐ ある (食品名:) ☐ ない
--

4 運動でアレルギー症状を発症したことについて

☐ ある (食事との関連:) ☐ ない

5 アナフィラキシーショックの経験について (無い場合は回数に「0」と記入してください。)

・回数	回	・最後の発症年月:	年	月
・原因(	・食物	・昆虫刺傷	・医薬品	・ラテックス(天然ゴム)
・症状(	・呼吸困難	・血圧低下	・意識喪失	・呼吸停止
				・その他()

6 医師の診断状況

医師の診断の有無および時期等	・医師の診断: 有 ・ 無 ・アレルギー検査の有無: 有 (陽性 ・ 陰性) ・ 無 ・時期(最後に受診した): 年 月 ・医療機関への受診頻度:
診断内容等	
病院名	病院名: 医師名:
現在使用している薬と内容	☐ 内服薬() ☐ 吸入薬() ☐ 外用薬() ☐ エピペン ☐ その他() 内容:()

7 家庭での対応状況

--

8 学校給食での対応希望

☐ 詳細献立表の提供 ☐ 牛乳の停止 ☐ 除去食 ☐ 代替食
内容

※ 学校給食での対応可能な範囲を説明

学校給食で対応する場合の費用負担	
内容 アレルギー対応を行う場合も給食費に変更はありません。	説明日 年 月 日

9 学校生活における配慮

配慮事項	☐ 給食当番、 ☐ 掃除当番・飼育当番、 ☐ 体育・運動会の参加、 ☐ 校外学習 ☐ 宿泊学習、 ☐ 学校への持参薬、 ☐ 薬等の保管場所、 ☐ 学校給食の配慮、 ☐ 調理実習 ☐ 本人への指導、 ☐ 他の児童等への指導、 ☐ クラブ活動・部活動、 ☐ その他()
具体的な配慮 及び対応	

食物アレルギー個人調査票【学校にて保管】

裏面もあります

年度												
学校名												
学年	年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
学級												

児童等氏名				性別	男・女	生年月日	年 月 日					
保護者氏名				自宅電話					FAX			
				自宅以外の 緊急連絡先	①(携帯・勤務先・その他) (続柄) ※連絡先の名称等:							
					②(携帯・勤務先・その他) (続柄) ※連絡先の名称等:							
保護者住所	〒 ー 市 町											
主治医	病院名()			主治医名()			電話()					
	病院名()			主治医名()			電話()					
	病院名()			主治医名()			電話()					
様式3の提出 の年月	①	年 月	②	年 月	③	年 月	④	年 月	⑤	年 月	⑥	年 月
	⑦	年 月	⑧	年 月	⑨	年 月	⑩	年 月	⑪	年 月	⑫	年 月
検査等の年月	①	年 月	②	年 月	③	年 月	④	年 月	⑤	年 月	⑥	年 月
	⑦	年 月	⑧	年 月	⑨	年 月	⑩	年 月	⑪	年 月	⑫	年 月
除去食品									①食品除去は(医師・保護者)の判断で行っている ②食品によるアナフィラキシーをおこしたことが (ある 年 月・ない)			
既往歴	記入年月	食品名	症状				病院や家庭での処置や対応					
服 薬	記入年月			服用している薬の名前								
調理実習、宿泊 学習での配慮 希望	記入年月			内容								

様式6 裏

緊急時の対応	A 弱い反応	☐ 薬を飲ませ様子を見る ☐ 保護者への連絡 ☐ () 病院の() 医師(Tel)へ連絡 ※もし10分以内に反応が治まる傾向にない場合には「B強い反応の場合」へ移行する。
	B 強い反応 (呼吸困難・腫れ)	☐ すぐに救急車を呼び、医療機関に移送 ☐ () 病院の() 医師(Tel)へ連絡 ☐ その他 ()

【学校給食における対応決定事項】

	決定 (年 月 日)	変更 (年 月 日)	変更 (年 月 日)
対応食品名 ・ 内 容	☐ 鶏卵 (うずら卵を含む) 除去食 代替食 パン代替 (卵使用のみ)	☐ 鶏卵 (うずら卵を含む) 除去食 代替食 パン代替 (卵使用のみ)	☐ 鶏卵 (うずら卵を含む) 除去食 代替食 パン代替 (卵使用のみ)
	☐ 乳 (牛乳・乳製品) (飲用牛乳を含む) 除去食 代替食 パン代替 牛乳代替	☐ 乳 (牛乳・乳製品) (飲用牛乳を含む) 除去食 代替食 パン代替 牛乳代替	☐ 乳 (牛乳・乳製品) (飲用牛乳を含む) 除去食 代替食 パン代替 牛乳代替
その他			

【学校等での様子】 学校等でアレルギー発症した場合などを記録

	年 月 日	年 月 日	年 月 日
症 状			
処置経過			
その他			

【その他・特記事項】 ※要記入年月日

注) 本個人調査票については、職員室等で全職員が見て、情報を把握・共有できるように管理します。
また、学校でのアレルギー対応目的以外には使用することはできません。

第 号
年 月 日

市 町 教育委員会 教育長 様

立 幼稚園長 印
学校長

食物アレルギー対応給食が必要な児童等について（申請）

本園・校の児童等の保護者より、食物アレルギー対応給食の依頼があり、対応委員会を開催しました。

つきましては、下記のとおり申請します。

記

ふりがな 児童等氏名 (生年月日)	(年 月 日)	性 別	
		保護者名	
現住所 (電話番号)	(電話：)		
在籍校名 学級担任名	立 幼稚園・小学校・中学校 年 組 担任名		
対応食品名 ・ 内 容	☐ 鶏卵（うずら卵を含む） 除去食 代替食 パン代替（卵使用のみ）		
	☐ 乳（牛乳・乳製品）（飲用牛乳を含む） 除去食 代替食 パン代替 牛乳代替		
添付書類	・食物アレルギー対応給食新規・継続申請書又は変更・中止申請書【様式2-1、様式2-2】 ・食物アレルギー対応給食指示書【様式3】 ・家庭における除去の程度、面談記録票【様式4、様式5】 ・食物アレルギー個人調査票【様式6】（控） 児童等が進学する場合、在学している学校より食物アレルギー個人調査票【様式6】の控えを受け取り、提出すること。		

第 号
年 月 日

様

教育委員会
教 育 長

学校給食での食物アレルギー対応について（通知）

年 月 日付で申請のありました学校給食での食物アレルギーへの対応について、
下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

学校名	立 幼稚園 組 小学校 年 組 中学校 年 組
児童等氏名	
対応期間	年 月 日から 年 月 日まで
対応食品名 ・ 内 容	☐ 鶏卵（うずら卵を含む） 除去食 代替食 パン代替（卵使用のみ） ☐ 乳（牛乳・乳製品）（飲用牛乳を含む） 除去食 代替食 パン代替 牛乳代替

- ※ 除去・代替食は基本的には、氏名・学級を表示した個人用保温容器・かごで配送します。
- ※ 年に1回、医師が診断した指示書【様式3】を提出するとともに、必要に応じて保護者と学校は面談することとなります。
- ※ 対応期間中に症状の変更があった場合は、「食物アレルギー対応給食【変更・中止】申請書【様式2-2】」及びそこに指定された添付書類を学校等に提出してください。
- ※ 「微量混入（コンタミネーション）」の可能性は完全には排除できません。

第 号
年 月 日

立 幼稚園長 様
学 校 長 様

教 育 委 員 会
教 育 長

学校給食での食物アレルギー対応について（通知）

年 月 日付で申請のありました学校給食での食物アレルギーへの対応について、
下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

学校名	立 幼稚園 組 小学校 年 組 中学校 年 組
児童等氏名	
対応期間	年 月 日から 年 月 日まで
対応食品名 ・ 内 容	☐ 鶏卵（うずら卵を含む） 除去食 代替食 パン代替（卵使用のみ） ☐ 乳（牛乳・乳製品）（飲用牛乳を含む） 除去食 代替食 パン代替 牛乳代替

食物アレルギー対応給食同意書

年 月 日

市 町 教育委員会 教育長 様

保護者氏名 _____ 印

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり同意します。

記

実施対象児童等	園 名	幼稚園	組
	学校名	学校	年 組
	氏 名		
対 応 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
対応食品名 ・ 内 容	☐ 鶏卵（うずら卵を含む） 除去食 代替食 パン代替（卵使用のみ）		
	☐ 乳（牛乳・乳製品）（飲用牛乳を含む） 除去食 代替食 パン代替 牛乳代替		
そ の 他			

年 月 日

食物アレルギー対応給食承諾書

市町 教育委員会 教育長 様

立 幼稚園 組
学校 年 組

児童等氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

____月分食物アレルギー対応給食は、下記のとおりとすることについて承諾します。

日	曜	献立名	対応内容

※学校等へは 月 日 () までに提出してください。

緊急時対応経過記録表

立 _____ 幼稚園・小学校・中学校 _____ 年 _____ 組

児童等氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 歳)

1 誤食した時間	年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分
2 食べたもの	
3 食べた量	
4 初期対応	・ 口の中のものを取り除く ・ うがいをする ・ 手を洗う

5 症状レベルに応じた対応

※観察開始時間 (_____ : _____) 以降 5分ごとに症状チェック！

全身症状	☐ (_____ : _____) ぐったり ☐ (_____ : _____) 意識もうろう ☐ (_____ : _____) 尿や便をもらす ☐ (_____ : _____) 脈が触れにくい または不規則 ☐ (_____ : _____) 唇や爪が青白い		(_____ : _____) には時間を記入
呼吸器症状	☐ (_____ : _____) のどや胸がしめつけられる ☐ (_____ : _____) 声がかすれる ☐ (_____ : _____) 犬がほえるような咳 ☐ (_____ : _____) 息がしにくい ☐ (_____ : _____) 持続する強い咳込み ☐ (_____ : _____) ゼーゼーする呼吸	☐ (_____ : _____) 数回の軽い咳	薬がない場合の基本的対処法 口のイガイガ →口をすすぐ アレルゲンに 触れた手を洗う 目がかゆい →洗う・冷やす
消化器症状	☐ (_____ : _____) 持続する強いおなかの痛み (がまんできない) ☐ (_____ : _____) 繰り返し吐き続ける	☐ (_____ : _____) 中等度の おなかの痛み ☐ (_____ : _____) 1～2回の嘔吐 ☐ (_____ : _____) 1～2回の下痢	☐ (_____ : _____) 軽いおなかの痛み (がまんできる) ☐ (_____ : _____) 吐き気
粘膜症状	上記の症状が 1つでもあてはまる場合 	☐ (_____ : _____) 顔全体のはれ ☐ (_____ : _____) まぶたのはれ	☐ (_____ : _____) 目のかゆみ・充血 ☐ (_____ : _____) 口の中の違和感 ・唇のはれ ☐ (_____ : _____) くしゃみ・鼻水 ・鼻づまり
皮膚症状	緊急対応！ 緊急対応マニュアルをみて！	☐ (_____ : _____) 強いかゆみ ☐ (_____ : _____) 全身に広がる じんま疹 ☐ (_____ : _____) 全身が真っ赤	☐ (_____ : _____) 軽度のかゆみ ☐ (_____ : _____) 数個のじんま疹 ☐ (_____ : _____) 部分的な赤み

- 1つでもあてはまる場合
- ☐ ただちにエピペン®使用
 (_____ : _____) (実施者 _____)
☐ 救急車要請 (119番)
☐ その場で安静
☐ 可能なら内服
 (_____) を (_____ : _____) に内服
 (_____) を (_____ : _____) に内服

呼吸・反応なし

☐ 心肺蘇生 (_____ : _____) ☐ AED使用 (_____ : _____)

1つでもあてはまる場合

- 1つでもあてはまる場合
- ☐ エピペン®準備
☐ 抗ヒスタミン薬内服
 (_____) を (_____ : _____) に内服
☐ ステロイド薬内服
 (_____) を (_____ : _____) に内服
☐ 咳あれば気管支拡張薬
 (_____) を (_____ : _____) に内服
 (_____) を (_____ : _____) に吸入
☐ すぐ受診(救急車もOK)

1つでもあてはまる場合

- 1つでもあてはまる場合
- ☐ 上記「基本的対処法」実施
☐ 抗ヒスタミン薬内服
 (_____) を (_____ : _____) に内服
☐ ステロイド薬内服
 (_____) を (_____ : _____) に内服
☐ 保健室などで5分おきに
 症状チェック
☐ 1時間以内に症状の改善
 がなければ受診する

記録係 (_____)

個人カード

年 月 日 ()					
除去					
校 園 名		学 校			
年 組 名 前					
献立名		調理員	調理員		
①					
②					
③					
④					
袋					
給食センター		【備考】 ☐ 欠席			
配送					
学配納入業者				→職員室	
→配膳室				→教室	

食物アレルギー対応チェックリスト表（学校記入用）

① 保護者への周知

点 検	内 容
	食物アレルギー関係資料は提出されているか ・食物アレルギー調査票【様式1-1】 ・食物アレルギー対応フローチャート【様式1-2】 ・食物アレルギー対応給食【新規・継続】申請書（新入学・転入・在学中）【様式2-1】 または食物アレルギー対応給食【変更・中止】申請書【様式2-2】 ・食物アレルギー対応給食指示書【様式3】 ・家庭における除去の程度（保護者記入用）【様式4】
	原因食物は何か確認されているか
	原因食物により出現する症状について（湿疹、咳き込み、呼吸困難、ショック等）確認はされているか
	原因食物はどのような行為（摂取、接触）により、発症するのか確認されているか
	その行為から、発症するまでの時間は確認されているか
	緊急時（発症時）の対応方法は確認されているか
	献立メニューに対する毎月のチェック方法、毎日のチェック方法は確認されているか
	原因食物について除去が可能かどうか確認されているか
	原因食物の除去が不可の場合、代替食が可能かどうか確認されているか
	給食時間の注意点が確認されているか
	除去食を実施した場合、給食費について確認されているか
	症状等に変更がある場合には、年度途中であっても連絡するように伝えているか
	年に1回、医療機関を受診し、医師の指示書等は提出されているか

② 教職員間

点 検	内 容
	教職員間で個人情報の保護に十分留意するとともに、対応給食提供児童等の食物アレルギー個人調査票等の情報が所定の場所に保管され、いつでも職員が見て対応できるように整備されているか
	保護者と連携する担当者が決められているか （担当者名： ）
	毎日（毎月）実施する給食献立チェックの担当者が決められているか （担当者名： ）
	アレルギー症状の出現に備え、適切な対応方法をまとめた食物アレルギー個人調査票【様式6】を作成しているか
	緊急時（発症時）の対応が全教職員で確認できているか
	学級担任が不在の場合、サポートに入る教員は、対象児童等のアレルギーの内容等を把握し、学級担任と同等の対応ができているか
	食物アレルギー個人調査票等関係書類は小学校、中学校への引継ぎは3月中に行えているか （担当者名： ）

③ 配膳室（職員室）

点 検	内 容
	対応給食提供児童等の情報は知らされているか
	配送・受渡し方法について確認されているか
	個人カード【様式12】のチェックはされているか
	その日の調理方法、受渡し方法について、担任もしくは専任管理栄養士、栄養教諭等と連携されているか

④ 学級（給食時間）

点 検	内 容
	学級の他の児童等に対して食物アレルギー対応給食が理解されているか
	配膳室（職員室）からの食物アレルギー対応給食の受渡し方法について、担任・対応給食提供児童等に知らされているか
	配膳時に、対応給食提供児童の食物アレルギー対応給食の有無が確認できているか。
	給食配膳時には、通常の給食と混ざることがないように注意しているか
	食後の原因食物について処理方法は確認されているか
	個人カード【様式12】のチェックはされているか

⑤ 行事、授業

点 検	内 容
	遠足、修学旅行、キャンプ等の食事において、原因食物の取り扱いについて確認がされているか
	調理実習でのアレルギー食品の取り扱いについて確認がされているか
	学級指導で、食物アレルギーに対する理解がなされているか
	給食後の運動や体育の授業などに十分気を付けているか

詳細献立表

月 日 ()			
献立名	食品名	アレルギー	数量 (g)

月 日 ()			
献立名	食品名	アレルギー	数量 (g)

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター所長 様

立

幼稚園長
学校長

印

食物アレルギー対応給食一時休止届出書

学 年	クラス	対象児童等氏名	休止月日（曜日）	給食提供時の飲み物を○で囲む	備 考
			月 日（ ） ～ 月 日（ ）	牛 乳 麦 茶	
			月 日（ ） ～ 月 日（ ）	牛 乳 麦 茶	
			月 日（ ） ～ 月 日（ ）	牛 乳 麦 茶	

※食物アレルギー対応給食対象児童等が学校等を欠席し提供数を変更する場合に届出書を提出してください。

※休止の連絡は、給食提供日の2日前（土・日・祝日を含まない）の午前11時までをお願いします。

※必ず、休止期間を記入してください。

長期一時休止で期間が不明の場合は、休止終了記入欄を見え消してください。また、休止期間の確認が取れ次第学校給食センターに連絡をお願いします。

※長期間一時休止をする場合は、その期間の食物アレルギー対応給食承諾書【様式10】の提出は必要ありません。

食物アレルギー対応給食再開届出書

学 年	クラス	対象児童等氏名	再開月日（曜日）	給食提供時の飲み物を○で囲む	備 考
			月 日（ ）	牛 乳 麦 茶	

※長期一時休止後に再開する場合は、食物アレルギー対応給食承諾書【様式10】を保護者から提出してもらい、その後食物アレルギー対応給食の再開の手続きを行います。



このマニュアルの使い方
Youtubeで確認 (14分)

アレルギー緊急時対応マニュアル

事業主・制作：香川県小児科医会
協賛：香川県消防協会、日本小児科学会香川県分會
作成：2018年度改訂



子どもに異変？

アレルギー症状かもしれない！
緊急対応マニュアルをみる！

- 発見者はリーダー代行となる
- 子どもから目を離さない
- 少なくとも1人の教職員に応援をたのむ



発見者は緊急性の高い症状があるか、5分以内で判断

消化器の症状

- 持続する強いおなかの痛み（がまんできない）
- 繰り返す吐き続ける

呼吸器の症状

- のどや胸がしめつけられる（苦しそう・苦しいと言う）
- 声がかすれる
- 犬がほえるような咳
- 息がしにくい・しにくそう
- 持続する強い咳・こみ
- ゼーゼーする呼吸

全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便をもらす
- 脈を触れにくい
- または不規則
- 唇や爪が青白い

NO

YES

どれかひとつでもあてはまるか？

- 症状チェックシートどおりに対応

症状チェックシート（別紙）

- 可能な限り保健室などに移動
- 相談（養護教諭など）
- 連絡（校長・教員・家族など）

※移動について

- 必ずつきそっ
- なるべく歩かせない
- 車いす・担架も考慮

① 緊急時の役割分担（★の3人は必要）

★リーダー（校長・園長が担当）

- 現場到着後リーダーとなる
- すべての把握する
- 緊急時対応マニュアルに従い判断・指示
- 内服の指示／介助
- エピペン使用／介助
- 心肺蘇生・AEDの使用／介助
- 保護者への状況説明

準備係

- 現場へ必要なものを運ぶ
- AED
- 緊急時対応マニュアル
- 症状チェックシート
- 個別対応シート など

記録係

- 症状の観察
- 症状チェックシート（別紙）記入
- 状況に応じて処置の介助 など

誘導係・その他

- 緊急時の誘導
- 他の子どもの対応など

観察

- 子どもの様子
- 症状の観察
- 症状チェックシート（別紙）記入
- 状況に応じて処置の介助 など

★連絡係

- 校長・園長を現場に呼ぶ
- 準備係へ連絡
- 救急車を要請→誘導係に連絡
- 記録係・その他人を要める
- 保護者へ連絡

★観察係（発見者・養護教諭が担当）

- 症状の観察と緊急性の判断
- 子どもに声をかけ続ける
- 症状チェックシート（別紙）に記入、処置の必要性を判断
- 内服させる
- エピペン使用／介助
- 心肺蘇生・AEDの使用／介助

② 安静を保つ体位

ぐったり・意識もうろう

ショックです！急いで！
あおむけにして足を高く上げる



15～30 cm
ショック体位！

吐き気・嘔吐

吐物による窒息の危険！
上半身をおこす



からだと顔を横に向ける

息が苦しい

少しでも呼吸を楽に！
椅子など背もたれに寄りかか



らせる

③ エピペンの手順

子どもにも声をかけながら、できるだけたくさんの方で対応しましょう

① エピペンを打ちやすい体勢をとる

- ゆっくりおむけにする
- エピペン使用者は、子どもの脇に座る
- 介助者は、子どもをばさんで使用者とむかいあわせになる
- 介助者は、子どもの足のつけねと腰をおさえる
- ※もう1人介助者がいれば上半身をおさえる

② エピペンをケースから取り出してきき手で「グー握り」する

- オレンジ色を下にして握る
- 親指はそえない
- 握ったら持ちかえない

③ エピペンを打つ位置を確認

介助者がおさえている太ももの
前面、中央、外側
介助者の両手の中央★がめやす

- 服の上からでもOK
- ポケットの中が空であることを確認

④ エピペンを打つ

- 安全キャップ(青色)を上引き抜く
- 先端(オレンジ色)を目標に軽くあてる
- 子どもにも声をかける「エピペンをさすよ！じっとしてね！」
- そのまま垂直にダツと押しつける
- 「バン」と音がしたら投与完了・そのまま3秒待つ
- ※音がしない場合はもう一度ダツと押しつける
- エピペンを太ももからゆっくり離し、注射部位を軽くもむ
- オレンジ色のニードルカバーが伸びていることを確認



⑤ その後

- 通常 15分以内に楽になる(効果は約15分持続)
- 元気になっても動かしきない、観察を継続
- 使用済みエピペンはケースはケースに入れ病院へ
- (2本目のエピペンがある場合)
- 10分後にも「緊急性の高い症状」があれば2本目のエピペンを使用(どちらの足でもよい)

個別対応シートを見ながら伝える



連絡係

「アナフィラキシーでの救急要請です！」

- 施設名、電話番号、住所 ※事前に記入しておく

施設名	
電話番号	
住所	

- 子どもの名前、性別、年齢
- 現在の状況(原因がわかれれば伝える)
- エピペンの有無、使用したかしていないか
- 私(通報者)の名前、携帯電話番号※

※その後も緊急時とすぐ連絡が取れるようにしておく

⑤ 心肺蘇生の手順



- 肩を叩いて大声で呼びかける

- 胸とお腹の動きを見る
- 10秒以内に判断

- 胸の真ん中を両手で圧迫
- 深く(胸の厚さの約1/3)
- 速く(毎分100回 要す)
- 約5回(中断は最小限に)

- 2人以上で対応できれば実施
- 胸骨圧迫の回+人工呼吸の回
- 胸をつまんで、下顎を上
- 約1秒で顔が上がる程度に引き込む

- 手前も胸骨圧迫をできる限り止めない
- 電源を入れて音声ガイドに言う
- 電極パッドを貼る(右上胸筋、左下胸筋)
- ショックの指示があったら、ショックボタンを押す
- 直ちに胸骨圧迫を再開

- 3人以上で対応できれば実施
- 胸骨圧迫の回+人工呼吸の回
- 胸をつまんで、下顎を上
- 約1秒で顔が上がる程度に引き込む

- 手前も胸骨圧迫をできる限り止めない
- 電源を入れて音声ガイドに言う
- 電極パッドを貼る(右上胸筋、左下胸筋)
- ショックの指示があったら、ショックボタンを押す
- 直ちに胸骨圧迫を再開

- 3人以上で対応できれば実施
- 胸骨圧迫の回+人工呼吸の回
- 胸をつまんで、下顎を上
- 約1秒で顔が上がる程度に引き込む

- 手前も胸骨圧迫をできる限り止めない
- 電源を入れて音声ガイドに言う
- 電極パッドを貼る(右上胸筋、左下胸筋)
- ショックの指示があったら、ショックボタンを押す
- 直ちに胸骨圧迫を再開

- 3人以上で対応できれば実施
- 胸骨圧迫の回+人工呼吸の回
- 胸をつまんで、下顎を上
- 約1秒で顔が上がる程度に引き込む

- 手前も胸骨圧迫をできる限り止めない
- 電源を入れて音声ガイドに言う
- 電極パッドを貼る(右上胸筋、左下胸筋)
- ショックの指示があったら、ショックボタンを押す
- 直ちに胸骨圧迫を再開

- 3人以上で対応できれば実施
- 胸骨圧迫の回+人工呼吸の回
- 胸をつまんで、下顎を上
- 約1秒で顔が上がる程度に引き込む

- 手前も胸骨圧迫をできる限り止めない
- 電源を入れて音声ガイドに言う
- 電極パッドを貼る(右上胸筋、左下胸筋)
- ショックの指示があったら、ショックボタンを押す
- 直ちに胸骨圧迫を再開

- 3人以上で対応できれば実施
- 胸骨圧迫の回+人工呼吸の回
- 胸をつまんで、下顎を上
- 約1秒で顔が上がる程度に引き込む

- 手前も胸骨圧迫をできる限り止めない
- 電源を入れて音声ガイドに言う
- 電極パッドを貼る(右上胸筋、左下胸筋)
- ショックの指示があったら、ショックボタンを押す
- 直ちに胸骨圧迫を再開

- 3人以上で対応できれば実施
- 胸骨圧迫の回+人工呼吸の回
- 胸をつまんで、下顎を上
- 約1秒で顔が上がる程度に引き込む

- 手前も胸骨圧迫をできる限り止めない
- 電源を入れて音声ガイドに言う
- 電極パッドを貼る(右上胸筋、左下胸筋)
- ショックの指示があったら、ショックボタンを押す
- 直ちに胸骨圧迫を再開

- 3人以上で対応できれば実施
- 胸骨圧迫の回+人工呼吸の回
- 胸をつまんで、下顎を上
- 約1秒で顔が上がる程度に引き込む

- 手前も胸骨圧迫をできる限り止めない
- 電源を入れて音声ガイドに言う
- 電極パッドを貼る(右上胸筋、左下胸筋)
- ショックの指示があったら、ショックボタンを押す
- 直ちに胸骨圧迫を再開

- 3人以上で対応できれば実施
- 胸骨圧迫の回+人工呼吸の回
- 胸をつまんで、下顎を上
- 約1秒で顔が上がる程度に引き込む

- 手前も胸骨圧迫をできる限り止めない
- 電源を入れて音声ガイドに言う
- 電極パッドを貼る(右上胸筋、左下胸筋)
- ショックの指示があったら、ショックボタンを押す
- 直ちに胸骨圧迫を再開

- 3人以上で対応できれば実施
- 胸骨圧迫の回+人工呼吸の回
- 胸をつまんで、下顎を上
- 約1秒で顔が上がる程度に引き込む

症状チェックシート

● 発表開始時間 〇〇 年 月 日 時 分)

● 〇から5分おきに状態をチェックする。今下記にチェックした時間を記録

[illegible]

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

学校	提出日	年	月	日
----	-----	---	---	---

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組 _____ 番 _____

※この生活指導管理表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療 A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 卵アレルギー 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー		緊急時の管理事項 有症時： アレルギー-緊急時対応マニュアル-症状チェックシート に沿って要対応 ☐ 個別対応シート要作成	
病型・治療 B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物(原因) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他		緊急時の管理事項 有症時： アレルギー-緊急時対応マニュアル-症状チェックシート に沿って要対応 ☐ 個別対応シート要作成	
病型・治療 C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつく。>内に除去根拠を記載 1. 卵類 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ビーナッツ 6. 甲殻類 7. 木の实類 8. 果実類 9. 魚類 10. 肉類 11. その他1 12. その他2		緊急時の管理事項 有症時： アレルギー-緊急時対応マニュアル-症状チェックシート に沿って要対応 ☐ 個別対応シート要作成	
病型・治療 D 緊急時に備える処方薬 1. 内服薬：抗ヒスタミン薬 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3. その他		緊急時の管理事項 有症時： アレルギー-緊急時対応マニュアル-症状チェックシート に沿って要対応 ☐ 個別対応シート要作成	
病型・治療 E 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良		緊急時の管理事項 有症時： アレルギー-緊急時対応マニュアル-症状チェックシート に沿って要対応 ☐ 個別対応シート要作成	
病型・治療 F-1 長期管理薬(吸入) 1. ステロイド吸入薬 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ2刺激薬配合剤 3. その他		緊急時の管理事項 有症時： アレルギー-緊急時対応マニュアル-症状チェックシート に沿って要対応 ☐ 個別対応シート要作成	
病型・治療 F-2 長期管理薬(内服) 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 2. その他		緊急時の管理事項 有症時： アレルギー-緊急時対応マニュアル-症状チェックシート に沿って要対応 ☐ 個別対応シート要作成	
病型・治療 F-3 長期管理薬(注射) 1. 生物学的製剤 2. その他		緊急時の管理事項 有症時： アレルギー-緊急時対応マニュアル-症状チェックシート に沿って要対応 ☐ 個別対応シート要作成	
病型・治療 G 発作時の対応 1. ベータ2刺激薬吸入 2. ベータ2刺激薬内服 3. その他		緊急時の管理事項 有症時： アレルギー-緊急時対応マニュアル-症状チェックシート に沿って要対応 ☐ 個別対応シート要作成	

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

学校 提出日 年 月 日

名前

(男・女) 年 月 日生 年 組 番

アレルギー疾患		病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	重症度の目安(厚生労働科学研究班) 1. 軽症：面癢にかかわらず、軽度の皮膚のみに見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の30%以上に見られる。 *軽度の皮膚：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮膚：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変	常使用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他()	常使用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他()	注釈薬 1. 生物学的製剤	プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 要管理 動物との接触 1. 管理不要 2. 要管理 発汗後 1. 管理不要 2. 要管理 その他の配慮・管理事項(自由記述)	記載日 西暦 年 月 日 医師名 医療機関名	
		病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
		病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他() 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他()				記載日 西暦 年 月 日 医師名 医療機関名	
		病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	重症度の目安(厚生労働科学研究班) 1. 軽症：面癢にかかわらず、軽度の皮膚のみに見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の30%以上に見られる。 *軽度の皮膚：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮膚：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変	常使用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他()	常使用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他()	注釈薬 1. 生物学的製剤	プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 要管理 動物との接触 1. 管理不要 2. 要管理 発汗後 1. 管理不要 2. 要管理 その他の配慮・管理事項(自由記述)	記載日 西暦 年 月 日 医師名 医療機関名	
		病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
		病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他() 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他()				記載日 西暦 年 月 日 医師名 医療機関名	
		病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	重症度の目安(厚生労働科学研究班) 1. 軽症：面癢にかかわらず、軽度の皮膚のみに見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の30%以上に見られる。 *軽度の皮膚：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮膚：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変	常使用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他()	常使用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他()	注釈薬 1. 生物学的製剤	プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 要管理 動物との接触 1. 管理不要 2. 要管理 発汗後 1. 管理不要 2. 要管理 その他の配慮・管理事項(自由記述)	記載日 西暦 年 月 日 医師名 医療機関名	
		病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
		病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期：春、夏、秋、冬 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法(タニ・スギ) 4. その他()				記載日 西暦 年 月 日 医師名 医療機関名	
		病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	

学校における日常の取組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。
アドレナリン自己注射薬「エピペン®」が処方されている場合、その所持について、消防署へ情報提供することに同意します。

保護者氏名

【 参考文献・出典 】

- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針 平成27年3月」 文部科学省
- ・「食物アレルギーに関する基礎知識」 文部科学省・日本学校保健会
- ・「学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方」 文部科学省・日本学校保健会
- ・「食品表示基準2019」 消費者庁
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」 財団法人 日本学校保健会
- ・「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル」 財団法人 日本学校保健会
- ・「食物アレルギー診療ガイドライン2016」 日本小児アレルギー学会
- ・「食物アレルギーの診療の手引き2017」 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
- ・「丸亀市食物アレルギー対応マニュアル[改訂版]」 丸亀市教育委員会
- ・「高松市朝日新町学校給食センターにおけるアレルギー対応について」 高松市教育委員会
- ・「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」 宇都宮市教育委員会
- ・「食物アレルギー対応の手引き2014」 仙台市教育委員会
- ・「袋井市学校給食食物アレルギー対応の手引き」 袋井市教育委員会

平成31年 3月 策定

令和 3年 7月 改訂

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食アレルギー対応マニュアル策定委員会